

令和 6 年五條市議会第 3 回 9 月定例会（第 3 号）

日 時 令和 6 年 9 月 10 日（火） 午前 10 時 開議

議事日程

第 1 一 般 質 問

順	氏 名	質 問 事 項	答弁を求める者
1	藤 富 美 恵 子	1 吉野川祭りについて 2 帯状疱疹ワクチン接種費用の助成について 3 西吉野農業高等学校の寮の給食について 4 まちなか図書館とストリートピアノについて 5 「大規模太陽光発電設備建設計画反対のための署名運動に係る協力をお願い」について	市長・部長 市長・部長 市長・部長 市長・部長 市長・部長
2	谷 勝 啓	1 建設工事発注の平準化について (1) 今年度の工事発注の状況について (2) 発注見通しについて (3) 一年を通しての発注について 2 自治会が解散した里道に、倒れかけた非常に危ない防犯灯が立っていることについて	市長・部長 部長

第 二	報第二十二号	専決処分の報告について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定）
第 三	報第二十三号	専決処分の報告について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定）
第 四	報第二十四号	専決処分の報告について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定）
第 五	報第二十五号	専決処分の報告について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定）
第 六	報第二十六号	専決処分の報告について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定）
第 七	報第二十七号	専決処分の報告について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定）
第 八	報第二十八号	専決処分の報告、承認を求めることについて（令和六年度五條市一般会計補正予算（第三号））
第 九	議第四十二号	五條市税条例の一部改正について
第 十	議第四十三号	五條市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
第 十一	議第四十四号	五條市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正について
第 十二	議第四十五号	五條市国民健康保険条例の一部改正について
第 十三	議第四十六号	五條市下水道条例の一部改正について
第 十四	議第四十七号	五條市食肉処理加工施設に係る指定管理者の指定について
第 十五	議第四十八号	五條市観光交流センターに係る指定管理者の指定について
第 十六	議第四十九号	奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
第 十七	議第五十号	奈良県広域水道企業団の設立に関する協議について
第 十八	議第五十一号	奈良県広域水質検査センター組合規約の変更について
	議第五十二号	奈良県広域水質検査センター組合の解散について
	議第五十三号	奈良県広域水質検査センター組合の解散に伴う財産処分について
第 十九	議第五十四号	奈良県五條市一般会計補正予算（第四号）議定について
第 二十	議第五十五号	令和六年度五條市介護保険特別会計補正予算（第二号）議定について
第二十一	認第一号	令和五年度五條市一般会計歳入歳出決算認定について
	認第二号	令和五年度五條市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

- 認第 三号 令和五年度五條市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認第 四号 令和五年度五條市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認第 五号 令和五年度五條市大塔診療所特別会計歳入歳出決算認定について
- 認第 六号 令和五年度五條市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認第 七号 令和五年度五條市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認第 八号 令和五年度五條市水道事業会計決算認定について
- 認第 九号 令和五年度五條市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

出席議員（十二名）

十一番	十番	九番	八番	七番	六番	五番	四番	三番	二番	一番
藤	吉	山	福	岩	窪	吉	谷	中	秋	仲
富	田	口	塚	本		田		山	本	山
美	雅	耕		佳		勝	俊	直		
恵										
子	範	司	実	孝	秀	正	啓	樹	嗣	嘉

欠席議員（なし）

説明のための出席者

十二番
大
谷
龍
雄

市長	平岡
副市長	塚
教育長	勝
理事	惠
技監	茂
市長公室長	豊
総務部長	久
危機管理監	茂
すこやか市民部長	富
あんしん福祉部長	由
産業環境部長	久
都市整備部長	美
教育部長	朗
西吉野支所長	雅
大塔支所長	民
会計管理者	伸
水道局長	淳
総務部次長・財政課長事務取扱	裕
	彦
	田
	林
	井
	岡
	迫
	井
	嶋
	口
	場
	己
	本
	本
	田
	田
	上
	塚
	岡
	清
	勝
	惠
	茂
	豊
	久
	茂
	富
	由
	久
	美
	晶
	朗
	浩
	長
	之
	子
	彦

事務局職員出席者

代表監査委員

河 戸

村 野

康

友 哲

事務局長

事務局次長

事務局総務係長

事務局係員

速記者

久

辰

神

番

福

保

巳

農

匠

本

雅

大

典

悠

光

彦

輔

子

輝

希

午前十時開会

○議長（福塚 実）ただいまから、昨日の延会前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の日程につきましてはお手元に配付済みのおりであります。配付漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福塚 実）

これより日程に入ります。

日程第一 一般質問を行います。

この際、申し上げます。

議員各位の質問並びに理事者側の答弁の際は明瞭的確にお願いいたします。

議員各位には、申合せのとおり、一般質問は全て質問席から一問一答方式により行うことといたします。

なお、理事者側の答弁は全て自席からいたしますので、本趣旨を御理解いただき、議会運営に御協力くださいますようお願いいたします。

また、議員各位には一般質問の時間は質問と答弁を含めて六十分以内といたします。

理事者側各位にも御協力、お願いいたします。

初めに、十一番、藤富美恵子議員の質問を許します。（「十一番」の声あり）十一番、藤富美恵子議員。

〔十一番 藤富美恵子質問席へ〕

○十一番（藤富美恵子）議長より発言の許可をいただきましたので、通告いたしましたとおり、一般質問をさせていただきます。
まず、吉野川祭りについてお尋ねします。

六年ぶり、第五十回目を迎えた今年の吉野川祭り納涼花火大会についてお尋ねします。

○議長（福塚 実）池嶋産業環境部長。

○産業環境部長（池嶋 晶）十一番、藤富議員の御質問にお答え申し上げます。

第五十回吉野川祭り納涼花火大会の来場者数につきましては約七万人でございます。花火の発数につきましては、今回は六千発、前回は四千発でございました。花火大会にかかる費用につきましては、確定していませんため、概算での御報告となりますが、総額として約三千四百万円、内訳につきましては、花火費用一千六百万円、設営費用約一千六百万円、その他保険代や消耗品費で約二百万円でございます。

以上でございます。（「十一番」の声あり）

○議長（福塚 実）十一番、藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）次に、有料観覧席の申込み方法及び申込み者数をお尋ねします。

○議長（福塚 実）池嶋産業環境部長。

○産業環境部長（池嶋 晶）申込み方法につきましては、往復はがきのみでの申込みとし、持参による窓口、郵送での受け付けを行いました。一区画一万二千円で八人まで入場でき、一件の申込み上限を五区画までとした結果、二百三十件の申込みがあり、三百四十五区画を販売いたしました。

今回、吉野川河川敷の整備により観覧スペースが広がったため、前回の販売区画数二百六十五区画より多く販売することができました。
以上でございます。（「十一番」の声あり）

○議長（福塚 実）十一番、藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）次に、有料観覧席は一日で売り切れたということですが、窓口の申込みと郵送申込みの内訳、また、どのぐらいの申込

み数を予想していましたか。

○議長（福塚 実） 池嶋産業環境部長。

○産業環境部長（池嶋 晶） 窓口申込みが百六十件、郵送申込みが七十件でございました。申込み予想といたしましたでは、去年も一日で売り切れた状況から、販売区画数を超える申込みがあると予想してございました。

以上でございます。（「十一番」の声あり）

○議長（福塚 実） 十一番、藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子） 今回の来場者数ですが、何人ぐらいだと予想していましたか。

○議長（福塚 実） 池嶋産業環境部長。

○産業環境部長（池嶋 晶） 六年ぶりの開催となるので、例年よりも多くの来場者を見込んでございました。実際はアフターコロナによる地域イベントの復活等で来場者数が分散した影響もあり、前回とほぼ同様の来場者数の約七万人でございました。

以上でございます。（「十一番」の声あり）

○議長（福塚 実） 十一番、藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子） 先日、テレビで、平成十三年七月に起きた明石市の花火大会の事故のニュースを放映しておりました。吉野川祭りの場合、もし何か事故などがあれば、責任の所在はどこにあるのでしょうか。五條市ですか、それとも吉野川祭り実行委員会ですか、お尋ねします。

○議長（福塚 実） 池嶋産業環境部長。

○産業環境部長（池嶋 晶） 例えといたしまして、兵庫県明石市の花火大会の場合、地元の観光協会や新聞社から成る実行委員会を組織し開催していましたが、観光協会の会長が市長で、事務局が市の商工観光課に置かれており、主催者は実質的に明石市であったと言えます。この事例では、実質的主催者の明石市も含め警察、警備会社の責任が問われております。

吉野川祭りの場合は、実行委員会は自治連合会、観光協会、商工会、他の団体で組織してございます。事故発生場所や瑕疵の有無にもよると思いますが、実行委員会、警察、警備会社、また事務局である五條市も責任を問われる可能性はあると考えてございます。

以上でございます。（「十一番」の声あり）

○議長（福塚 実） 十一番、藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）そして、募金箱が設置しておられました。募金額は幾らでしたか。また、今後、事業を継続するためにどのようなことを考えておられますか。

○議長（福塚 実）池嶋産業環境部長。

○産業環境部長（池嶋 晶）今回、会場の上流、下流の二か所に募金箱を設置し、募金額は五万四千九百二十七円でございました。今後、吉野川祭りを継続していくため、どのように予算を確保するか、非常に大きな問題となります。吉野川祭り実行委員会ですらに予算を確保する方法を検討し、来年、再来年と吉野川祭りを継続していけるよう努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（福塚 実）十一番、藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）具体的な策はなんにも答弁されませんでしたので、それでは、市長のお考えをお尋ねいたします。

次回に向けてですが、これあまりにも早く一日で売り切れてしまった有料観覧席三百五十二区画は次回はもっと増やすべきだと思いますが、市長、どうでしょうか。

○議長（福塚 実）平岡市長。

○市長（平岡清司）吉野川河川敷については、今年の四月から建設業協会のお力もいただきながら、地域貢献というところで整備を始めました。そして、また、市民ボランティアでありましたり職員ボランティアの方々にも御協力をいただきながら整備を整えてきたわけですが、当初、花火の観覧席につきまして、私も前回より増えるのだらうなという思いが当然ありました。そんな中に職員から受けたのは、何席増えたのかなという話を聞くと、当初二十席というところだったので、私の思いとは非常にかけ離れておりました。そんな中、いやあれだけ整備したのに二十席ということは非常に少ないのではないかなというところで、もう一回、整備をし、というか整えて観客席を増やせないかという指示を出しましたら、百席近くほど増えたということになります。やはり私ら民間のものと、やはり公務員の方々が違うというのは、あの整備を始めたときに、私らは客席が増えて収入となり、また歳入に入れられるということを経験したんですけれども、私とその辺の職員さんの感覚がまず違ったなところが一つあったのと、やはりこの市が利益を得るというよりも、私自身は吉野川祭りをこれからもずっと続けていきたいという思いがあります。その中にはやはり財源というものが必要になってくるので、来年に向けての観客席はもっと増やしたいなというふうに思っていますし、今、職員と色々な打ち合わせの中で約千席を目標に頑張ってみたいなというふうに思っています。

以上でございます。（「十一番」の声あり）

○議長（福塚 実）十一番、藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）それと、一区画八人、一万二千円、これ八人座るとして一人、千五百円になります。この金額について、そして、また、これまで吉野川祭りはずっと八月に開催されていますが、他市の花火大会は七月や九月、十月にも開催されています。ちなみに、今年、隣の橋本市の花火大会は九月七日でございました。有料席の料金、そして、開催時期についてもお尋ねいたします。

○議長（福塚 実）平岡市長。

○市長（平岡清司）開催時期につきましては、まず、実行委員会とも協議の必要があるのかなというふうに思いますけれども、有料席については先ほど申し上げた数を目指したいというふうに思っていますし、これも当然、実行委員会と協議をしなければなりませんけれども。開催時期につきましては、例えば来年が万博がございますので、非常に八月十五日ぐらいは警備会社でありましたり、いつもお世話になっております警察の警備も非常に厳しいであろうというふうなことをお聞きしております。そんな中で、開催時期をずらしてもいいのかなというふうな私も思いがありますけれども、その辺はまた実行委員会の皆さんと打合せをしながら、また市民の皆さんの声を聞きながら進めてまいりたいなというふうに思っています。

そして、また、観覧席の金額につきましては、場所によって金額も変えたらいいのかなというふうに思いますし、今後におきましては駐車場を今後、有料にしたいなというふうに思っています。それは、来ていただける皆さんの御理解を得ながら、やはり先ほども申しましたけれども、継続していくという意味で来られる皆さんにも御協力をいただきたいなというふうに思っております。

以上でございます。（「十一番」の声あり）

○議長（福塚 実）十一番、藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）市長も暑い中、何度も河川敷の草刈りをしておられました。今後の吉野川祭りの花火大会、今、聞かせていただいた以外に、そして、吉野川河川敷を活用したイベントの開催など、もし計画されていることがありましたら、お聞かせください。

○議長（福塚 実）平岡市長。

○市長（平岡清司）吉野川の河川敷については、十一月十七日に、かわまちづくりが、この間、登録書をいただきまして、今後、国と連携をして進めてまいります。

そんな中において、今後、築堤が今、二見で止まっているんですけども、これ上野までつながるようになるので、この間の花火大会のときもそうだったんですけれども、上野を駐車場にせずと歩いてきていただいたという経緯もございますし、あそここの築堤がつながります

と、上野から堤防を通っていただいて、また花火の会場にも来ていただける、そんな中で、五條市の河川敷、吉野川も多くの皆さんに知っていただける機会にもなろうかなというふうに思っています。

そんな中で、今後は吉野川を五條市の顔として、また重伝建にもつなげていきたいなというふうに思っていますし、非常に広い、私はいい河原だなというふうに思っていますので、あそこでも民間のイベントなどもやってもらえたらなというふうに思っています。

以上でございます。（「十一番」の声あり）

○議長（福塚 実） 十一番、藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子） 最後になりますけれども、吉野川祭り開催のために、炎天のもと、吉野川河川敷の清掃活動をしていただいた多くのボランティアの皆さんにお礼を申し上げます。ありがとうございました。

次の質問に移ります。

次に、带状疱疹ワクチン接種費用の助成についてお尋ねします。

昨年の九月議会に山口議員が質問されておりました。当時の部長の答弁は、「定期接種化に向けた国の動向を注視するとともに他自治体の状況につきましても引き続き調査、研究してまいりたいと考えてございます。」というものでございました。昨年の九月議会後の国の動向、定期接種化の見通しについてお尋ねします。

○議長（福塚 実） 馬場すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（馬場由美子） 現在の国の動向としましては、本年六月二十日に開催されました国の専門家委員会におきまして、高齢者を対象にした带状疱疹ワクチンを予防接種法に基づく定期接種に含めるという方針が固められました。ただし、接種の対象年齢などの詳細につきましては、現時点では決まっておらず、今後の議論を踏まえて決定されていく見込みとなっておりますので、引き続き国の動向を注視してまいります。

以上、答弁いたします。（「十一番」の声あり）

○議長（福塚 実） 十一番、藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子） 一年前、二百七十二の自治体が助成をしているということでしたが、全国保険医団体連合会地域医療対策本部が令和六年五月二十日現在判明分として六百五十七自治体であると発表しております。奈良県は山添村が昨年の二〇二三年四月から、御杖村は二〇二四年、今年の四月から、また、奈良市も二〇二四年、今年の七月から実施しています。一年の間に带状疱疹ワクチン接種費用助成の

自治体がこれだけでも増えています。带状疱疹は八十歳までに三人に一人がかかると言われており、特に五十歳以上の人がかかる率が高いと言われていますが、二十代から四十代の若い世代も増加しているそうでございます。そして、治ったとしても深刻な後遺症が起こるそうです。

部長、国の動向は分かりました。しかしながら、带状疱疹ワクチン接種費用の助成については、一年前、二百七十二自治体だったものが、この一年間で実に三百以上、四百近い自治体が増え六百五十七自治体になっています。ワクチン接種費用の助成については、公費の定期接種を待つのではなく、早期に接種費用の一部助成を再検討していただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（福塚 実） 馬場すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（馬場由美子） 現在、任意接種として実用化されているワクチンは、一回だけ接種すればよい生ワクチンと二回接種する必要がある不活化ワクチンの二種類がございます。

接種費用につきましては、生ワクチンが約一万円、不活化ワクチンが二回合わせて約四万四千円かかります。任意接種における接種費用の助成は、財源が全て一般財源となるため、市の負担も大きいことから、現時点での実施は難しいところです。国は定期接種化の方針を固め、市町村の財政的な負担をどうするか議論に進もうとしているところです。国や近隣市町村の動向を注視しながら引き続き研究してまいります。

以上、答弁いたします。（「十一番」の声あり）

○議長（福塚 実） 十一番、藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子） 全額ではなくて一部助成というところがたくさんありますので、いろいろ検討していただきたいと思っています。

次に、西吉野農業高等学校の寮の給食について、まず、以前、欠食届けは十日前までに連絡すればよかったものが現在は十四日前までの連絡に変更となっております。これはどういう理由で変わりましたか。

○議長（福塚 実） 名迫教育部長。

○教育部長（名迫雅浩） お答え申し上げます。

寮の給食につきましては、調理、配送を業者委託で行っております。寮の給食を欠食するためには、食材調達の関係から、市からの欠食届けを十日前に業者に提出する必要があります。しかしながら、土日・祝日に保護者から欠食の連絡があった場合、業者の営業日の関係で十日前までに欠食の連絡ができない事象があったことから、保護者の負担や業者の食材調達の状況を踏まえまして、確実に欠食できるよう十四日前としたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（福塚 実）十一番、藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）現在、寮に入っている生徒は何人いますか。

○議長（福塚 実）名迫教育部長。

○教育部長（名迫雅浩）令和六年九月現在、西吉野農業高等学校の在校生五十九名のうち四十八名が同校の寄宿舎である桜花寮に入寮しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（福塚 実）十一番、藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）寮生四十八名のうち何名が寮の給食を食べていますか。

○議長（福塚 実）名迫教育部長。

○教育部長（名迫雅浩）四十八名のうち四十六名が寮の給食を食べています。そのほかの二名につきましては、アレルギーの関係から自炊等により食事をとっているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（福塚 実）十一番、藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）ちなみにですが、学校給食の場合、欠食届けは何日前となっていますか。

○議長（福塚 実）名迫教育部長。

○教育部長（名迫雅浩）市内の小中高등학교の学校給食でございますが、欠食届けは一か月前となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（福塚 実）十一番、藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）実は保護者の方から、欠食届けを一週間前に変更できないかとの手紙をいただきました。教育委員会、対応できますか。

○議長（福塚 実）名迫教育部長。

○教育部長（名迫雅浩）保護者の御意見を検討したところでございますが、先ほど答弁したとおり、業者の食材調達の関係で、締め切りが十日前となっておりますので、欠食届けを一週間前に変更することはできない状況となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（福塚 実） 十一番、藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子） 次に、給食費、寮の食事料の滞納についてお尋ねします。滞納はありますか。

○議長（福塚 実） 名迫教育部長。

○教育部長（名迫雅浩） 滞納はありません。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（福塚 実） 十一番、藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子） その滞納額とその対応、どのようにしていますか。

○議長（福塚 実） 名迫教育部長。

○教育部長（名迫雅浩） 令和五年度までの寄宿舎の給食費、食事料の滞納額は三百三十一万六千百十二円となっております。

内訳といたしましては、平成三十年度は十万七千三百円、令和元年度は二十一万二千七百五十二円、令和二年度は二十五万九千二百十円、令和三年度は五十四万三千七百十円、令和四年度は百二十七万七千百円、令和五年度は九十一万九千三百八十円となっております。

滞納している保護者に対しては、督促状や催告書を送付し、納付を促しております。

また、納付計画書の提出により、年度内に滞納額を完納できるよう進めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（福塚 実） 十一番、藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子） 次に、まちなか図書館とストリートピアノについて、まず、図書を使った賑わいづくりとして、まちなか小さな図書館を昨年の九月議会で提案させていただきました。その後、七月の広報で民間の店舗なども広く募集していただいております。進捗状況をお尋ねします。

○議長（福塚 実） 櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹） まちなか図書館につきましては、「にぎわい棟」と「起業家支援施設 大野屋」に設置しました。

民間への募集の方法については、広報五條や五條市ホームページへの掲載を行いました。

応募の状況ですが、田園三丁目にある「おうち珈琲珈豆」が応募してくださり、八月末からまちなか図書館として本を設置しています。

加えて、現在、二件の民間店舗から問合せをいただいております、設置に向けて調整を行っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（福塚 実） 十一番、藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子） ほかにも中央公民館にも指定管理者さんがまちなか図書館をつくっていただいております。まだまだ幼稚園や保育所、それから、小・中学校の統廃合で残っている図書、それから、図書館の除籍図書もいっぱいありますので、それらを利用して今後もまちなか図書館の取組を広げていっていただきたいと思います。市としての今後の取組をお尋ねします。

○議長（福塚 実） 櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹） 今後、設置する公共施設を増やすとともに、民間の協力事業者の募集を続け、まちなか図書館を増やしていく予定です。引き続き本を通じて五條市の魅力的な場所を見出し、賑わいをさらに広げていきます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（福塚 実） 十一番、藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子） 次に、空港ピアノ、駅ピアノ、まちなかピアノなどテレビでよくやっておりますが、テレビでおなじみのストリートピアノについて、ピアノを自由に誰でも無料で弾けるストリートピアノが市役所の五條モールに置いてあります。これ以外にストリートピアノはどこに何台ありますか。

○議長（福塚 実） 櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹） 五條モール以外では、「にぎわい棟」「起業家支援施設 大野屋」の二か所に設置しております。このピアノにつきましては、現在、使用していない公共施設より移動いたしました。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（福塚 実） 十一番、藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子） これらのピアノはどこかでもともと使われていたと思うんですけれども、どこにあったものですか。

○議長（福塚 実） 櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹） 五條モールのピアノにつきましては市民会館から、「にぎわい棟」「起業家支援施設 大野屋」のピアノにつきましては旧阿太保育所より移動しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（福塚 実） 十一番、藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子） これらの場所以外にも西吉野コミュニティセンターにも置いていただいております。たまに弾いている方を見かけますが、まだまだ利用されていないと思いますので、まちなか図書館同様、もっと市民の皆さんに広くお知らせをして知っていただき利用していただきたいと思います。少子高齢化ですので、市民が気楽に立ち寄り歩いていける集いの場、そして、憩いの場づくりに、まちなか図書館、それからストリートピアノを広げていっていただきたいと思っています。

最後に、五番、大規模太陽光発電設備建設計画反対のための署名運動に係る協力をお願いについて。

過日、メガソーラー反対の署名用紙が自治会から回ってまいりました。締め切りは七月一日でございました。多くの方が署名をされたと思いますが、結果について公表されましたか。

○議長（福塚 実） 櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹） 自治連合会からは公表していないと聞いております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（福塚 実） 十一番、藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子） 市からも公表していませんね。何名の方の署名がありましたか。

○議長（福塚 実） 櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹） 自治連合会の判断となるため、お答えすることはできません。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（福塚 実） 十一番、藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子） では、どのような問合せが何件ありましたか。

○議長（福塚 実） 櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹） ほとんど問合せはありませんでした。強いて言えば、署名するかは個人の考えでよいのかを含め合計三件です。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（福塚 実） 十一番、藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）市民の方から、あの署名は何人集まったのかとよく聞かれます。自治会の回覧で協力をお願いしたのですから、その結果は当然、自治会員の皆さんにお知らせすべきであると思いますが、部長、いかがですか。

○議長（福塚 実） 櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹）先ほども答弁させていただきましたように、自治連合会が決定することですので、議員の意見を自治連合会に伝えさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（福塚 実） 十一番、藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）私だけでなく多くの市民の皆さんの意見でもあります。何らかの方法で公表するようお願いしたいと思ひます。終わります。

○議長（福塚 実） 以上で十一番、藤富美恵子議員の質問を終わります。

次に、四番、谷 勝啓議員の質問を許します。（「四番」の声あり）四番、谷 勝啓議員。

〔四番 谷 勝啓質問席へ〕

○四番（谷 勝啓）議長から発言の許可をいただきましたので、四番、谷 勝啓の一般質問を通告に従い始めさせていただきます。

まず、建設工事発注の平準化についてでございます。

毎年、年度初めの四月から六月頃にかけては、工事発注が極端に少なく、十二月頃から年末に発注が集中しているように思ひますが、建設業界においても労働者の高齢化等により労働力不足となっております。仕事がないときは全くない、仕事が集中すると休みがない。このような状況では、若い人たちは建設業に携わらなくなつていきます。

そこで、お尋ねします。今年度四月から八月末までの建設工事発注件数を教えていただけますか。

答弁、お願いします。

○議長（福塚 実） 西本市長公室長。

○市長公室長（西本久雄）四番、谷議員の御質問にお答え申し上げます。

今年度四月から八月までの建設工事の発注件数につきましては二十三件でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（福塚 実）四番、谷 勝啓議員。

○四番（谷 勝啓）過去三年間の四月から八月までの発注件数を教えていただけますか。

○議長（福塚 実）西本市長公室長。

○市長公室長（西本久雄）令和五年度が三十四件、令和四年度が三十九件、令和三年度が四十七件となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（福塚 実）四番、谷 勝啓議員。

○四番（谷 勝啓）今年度は過去に比べ少ないように思いますが、こういった理由でしょうか。

答弁、お願いします。

○議長（福塚 実）上田井都市整備部長。

○都市整備部長（上田井 朗）補助金申請とそれに係る交付決定に不測の日数を要したので発注ができなかったためであります。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（福塚 実）四番、谷 勝啓議員。

○四番（谷 勝啓）分かりました。では、二番、発注見通しについてお尋ねします。

発注見通しの公表を見たのですが、第三・四半期、十月から十二月に三十件ほどの発注を予定されています。

また、第四・四半期、一月から三月にはほぼ発注がないようになっていきます。なぜこのように発注が集中してしまうのか、答弁をお願いします。

○議長（福塚 実）上田井都市整備部長。

○都市整備部長（上田井 朗）発注見通しにつきましては、二百五十万円以上の工事が公表の対象となり、これらの発注につきましては、適正工期を考慮し、第三・四半期までの発注予定となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（福塚 実）四番、谷 勝啓議員。

○四番（谷 勝啓）分かりました。では、三番、一年を通じての発注について、一年を通じて安定して仕事があれば、工期にも余裕を持って完成できる、また休みも取れる。そうすると若い人たちも建設業で働いてもらえ、労働力不足も解消につながるのではないかと思います。そ

して、道路の修繕に関してたくさん地元要望があると思います。工事発注の平準化により、より多くの御要望にもお応えできるのではないかと思います。これからの工事発注の在り方についてどのようにお考えか、お聞かせください。

○議長（福塚 実） 西本市長公室長。

○市長公室長（西本久雄） 地方公共団体の会計につきましては、単年度会計を原則としております。こうしたことから、公共事業につきまして、その事業の性質上、長期となる工期設定が必要な場合を除きましては、単年度での執行を基本に進めております。

予算計上をしている各事業につきましては、年度当初から早期執行を図るよう各課に通達されているところであり、公共工事につきまして適正工期を確保するため、早期発注するよう事業課へ通達しているところでございます。

早期発注に取り組むことによりまして、工事発注もある程度、平準化され、一年を通じて安定することとなり、ひいては、建設業の担い手の育成、確保につながるものと考えております。引き続き工事が集中しないよう早期発注原則のもと、発注計画を立てて取組を促してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（福塚 実） 四番、谷 勝啓議員。

○四番（谷 勝啓） 分かりました。建設業だけでなく、高齢化等により様々な業種で労働者不足が懸念されています。労働者の確保に向けての取組、よろしくお願いいたします。

一月から三月の間も請負金額が低ければ施工日数は少なく済むので、三月末までの工期にいただければ間に合うので、発注をお願いいたします。一年を通じて建設工事の平準化になるようによろしくお願いいたします。

次に、二番いきます。質問事項二、自治会が解散した里道に倒れかけた非常に危険な防犯灯が立っていることについてですが、私が書いた一般質問の通告書の中の質問の要旨が私だけ消され、五條市のホームページに載っておりません。私はうそをつかれる、約束を守らない人が一番嫌いです。本当のことを書いて、なぜ消されるのでしょうか。私が櫻本部長のことを批判している、私がうそをついているように思っている人が多いと思うので、ここは議長、平等に櫻本部長も私に質問していただく許可をお願いいたします。どっちが正しいか、はっきりさせようじゃないですか。（「櫻本部長に聞いたらええやん。」の声あり）議長、許可、オーケーなんですか。（「ようさんのやつたらちよつと休憩しいよ。」の声あり）

○議長（福塚 実） 暫時、休憩いたします。

午前十時三十六分休憩に入る

午前十一時十分再開

○議長（福塚 実）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（福塚 実）続いて、一般質問を行います。（「四番」の声あり）

○議長（福塚 実）四番、谷 勝啓議員。

○四番（谷 勝啓）二番の最初から始めさせていただきます。

次に、質問事項の二、自治会が解散した里道に倒れかけた非常に防犯灯が立っていることについてですが、私が書いた一般質問の通告書の中の質問の要旨が私だけ消され、五條市のホームページに載っておりません。私は納得がいきません。私はうそをつかれる、約束を守らない人が一番嫌いであります。本当のことを書いて、なぜ消されるのでしょうか。うそをつく部長は必要ないと思います。私が櫻本部長のことを批判している、私がうそをついているように思っている人が多いと思うので、ここは議長、平等に櫻本部長に私に質問をしていただく許可をお願いします。どちらが正しいか、はっきりさせようじゃないですか。

通告書の要旨の内容は、三か月前、六月議会で、通告が終わった後、市民から危険を伴う事案があり、緊急質問をする予定でした。櫻本部長が前向きにちゃんとするということなので取り下げたのですが、三か月たった今も、台風も来るのに何の連絡もなく放ったらかしのことにしていると書いてありました。なぜ本当のことを書いただけなのに私だけ消される意味が分かりません。

本題に入ります。三か月前に市役所に市民から電話して、子供の通学路に倒れかけた防犯灯の電柱があつて危ないので、大至急直してほしいと要望したはずなのですが、市は、里道で自治会が解散しているので直せないと簡単に断られたそうです。その後、私のところに怒って相談があり、見に行くと、皆さんに写真が配付されているとおり、いつ倒れてもおかしくない、当たれば人が怪我をしてもおかしくない防犯灯がありました。今は親切的な市民が補強してくれていますが、なぜ市役所は直すことができないのでしょうか。櫻本部長、答弁、お願いします。

○議長（福塚 実）櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹）議員お述べの防犯灯につきましては、五條市が設置しているものではなく自治会が設置しているものです。そのため、

自治会が解散して管理できなくなった場合でも所有権や管理責任は設置した自治会にあり、五條市が修繕することはできません。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（福塚 実）四番、谷 勝啓議員。

○四番（谷 勝啓）自治会が解散したときに、その後の防犯灯をどうするかは決めなかったんですか。答弁、お願いします。

○議長（福塚 実）櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹）自治会が解散した後の防犯灯については、五條市のほうに相談は何もありませんでした。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（福塚 実）四番、谷 勝啓議員。

○四番（谷 勝啓）防犯灯が建っているのは市役所は確認していなかったんですか。答弁、お願いします。

○議長（福塚 実）櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹）各自治会が設置しております防犯灯の設置場所については、市のほうは全て把握しておりません。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（福塚 実）四番、谷 勝啓議員。

○四番（谷 勝啓）聞き取りのときに、占用許可がない防犯灯はおかしいと言っていましたけれども、あんな古い防犯灯で占用許可が出ている防犯灯はあるのでしょうか。答弁、お願いします。

○議長（福塚 実）櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹）占用許可につきましては総務部所管ではございませんので、私が答弁することはできません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（福塚 実）上田井都市整備部長。

○都市整備部長（上田井 朗）議員お尋ねの里道における防犯灯の占用状況についてでございます。現在、里道、水路上に防犯灯の申請許可は三在町の一件のみしか許可しておりません。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（福塚 実）四番、谷 勝啓議員。

○四番（谷 勝啓）防犯灯の許可が一件しか出てないということは、市役所は防犯灯があるのに、占用許可が出てないのに、暗黙の了解で認めていたということですか。答弁、お願いします。

○議長（福塚 実）上田井都市整備部長。

○都市整備部長（上田井 朗）里道、水路に関しましては、地籍調査や境界確定を実施していない限り里道、水路の正確な位置は確定しておりません。そのため、防犯灯の位置が里道、水路内かどうかは分かりません。このため、里道、水路内の不法占用件数については把握できていない状態です。

また、里道に関しましては、平成十六年、国からの法定外公共物としての譲与を受けた経緯がございます。
本件、防犯灯に関しましては、既にその譲与の段階で設置されていたものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（福塚 実）四番、谷 勝啓議員。

○四番（谷 勝啓）里道の所有権と維持管理は市が行っていると思うんですが、防犯灯はその中に入らないのですか。

○議長（福塚 実）上田井都市整備部長。

○都市整備部長（上田井 朗）防犯灯におきましては、通行者、特にその地域住民の方々への公益性が非常に高い物件というふうに認識しております。今回の防犯灯及びその他の防犯灯に関しましては、里道上にあること、市としては、公益性重視の観点から認めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（福塚 実）四番、谷 勝啓議員。

○四番（谷 勝啓）里道がもし陥没などして事故が起きたときは誰が責任を取るのですか。誰が里道を直すのですか。

○議長（福塚 実）上田井都市整備部長。

○都市整備部長（上田井 朗）里道においての損壊、また通行の困難なこと等、発生した場合には、市が改修するものとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（福塚 実）四番、谷 勝啓議員。

○四番（谷 勝啓）今もある危険な防犯灯がもし倒れて人が怪我した場合は誰が責任を取るんですか。

○議長（福塚 実） 上田井都市整備部長。

○都市整備部長（上田井 朗） 当該防犯灯に関しましては、解散の自治会が設置者であり、こういった場合の責任は設置者に生ずるものでございます。

また、解散によった後、受益する方々、地域の方々がその責を負うべきと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（福塚 実） 四番、谷 勝啓議員。

○四番（谷 勝啓） 設置者が分からない防犯灯が倒れる、その設置者は分かるんですか、今回の防犯灯に関しては。誰なんですか、例えば自治会の。建てたのは、その占用許可がないということは市の責任ではないですか。答弁、お願いします。

○議長（福塚 実） 上田井都市整備部長。

○都市整備部長（上田井 朗） 繰り返しになりますが、当該里道に関しましては、平成十六年の譲与により、市がその土地についての管理を引き受けたところでございます。管理の範囲といたしましては、底地の管理を主としたところ、先ほど御答弁申し上げました、極端な通行障害、損壊等の場合には市が対応するということになっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（福塚 実） 四番、谷 勝啓議員。

○四番（谷 勝啓） 里道を市道にできない理由は何ですか。

○議長（福塚 実） 上田井都市整備部長。

○都市整備部長（上田井 朗） 市道認定におきましては認定基準が設けられております。これに該当しない道路に関しては、現在、市道認定は行っておりません。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（福塚 実） 四番、谷 勝啓議員。

○四番（谷 勝啓） 道路によつては、例えば西吉野、大深など、道幅が一メートルにも満たないところでも市道になっているところがあります。なぜですか。答弁、お願いします。

○議長（福塚 実） 上田井都市整備部長。

○都市整備部長（上田井 朗）議員お尋ねの狭隘な道路幅員の市道に関しましては、昭和六十一年、国の指導により、市道の道路台帳の整備が求められました。この際に各地元において道路委員会、道路委員を設置いたしまして、市道認定に向かつての管理に対する調査を行ったところでです。

当時の背景といたしましては、先ほど申し上げました市道認定基準は存在せず、実用的な道路についての市の管理を求めた自治会の要望を受ける形で認定した経緯がございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（福塚 実）四番、谷 勝啓議員。

○四番（谷 勝啓）なぜ同じ五條市なのに、道の幅が狭くても市道、そんなことがあり得るんですか。例えば、大深などでも狭いところの市道がありますけれども、いつから市道なんですか。その認定をしたときに、なぜ五條市全体も例えば狭いところを認定するときに、皆、市に、里道から市道にしたい人はしてもらったらよかったんと違うんですか。答弁、お願いします。

○議長（福塚 実）上田井都市整備部長。

○都市整備部長（上田井 朗）当時の道路委員の証言等は手元にございません。しかし、通行に用を供するということ、利便性の面からの要望を受けて里道になっているものを、一括して昭和六十一年に市道認定したものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（福塚 実）四番、谷 勝啓議員。

○四番（谷 勝啓）里道は平成十七年四月一日に国から市に譲渡され、所有権と維持管理は市が行わないとならないのに、自治会に管理を押し付けるのはおかしいのではないですか。自治会が解散したらどこが管理するか、そのときに決めないといけないのではないですか。

答弁、お願いします。

○議長（福塚 実）上田井都市整備部長。

○都市整備部長（上田井 朗）先ほどから申し上げております里道の管理に関しましては、五條市が単独で成し得るものではございません。自治会のしつかりとした対応、援助があつて初めて適切な里道管理が成し得るというふうに認識しております。

市におきましては、自治会から要望があれば、材料支給の形で協力し、維持管理に努めているところでございます。

議員お尋ねの自治会消滅のというところに関しましては、我がほうといたしましては、地域住民の早期の自治会結成、もしくはそれに準ず

る体制づくりを求めるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（福塚 実） 四番、谷 勝啓議員。

○四番（谷 勝啓） 五條市で自治会を解散した数と、もともと自治会がない地域と世帯数を教えてください。

○議長（福塚 実） 櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹） 解散した自治会数でございますが、令和二年度から解散が見受けられまして、現在で九つの自治会が解散しております。自治会のないところは、もともとないところは、現在、なつみ台が自治会がございません。世帯数については、ちょっと今、データを持ち合わせておりません。

答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（福塚 実） 四番、谷 勝啓議員。

○四番（谷 勝啓） もともと自治会がないのはそこだけなんですか。

通学路にある倒れかけた危険な防犯灯を見て早急に直さないと、思わなかったのでしょうか。

○議長（福塚 実） 櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹） 写真や現場で実際に見てまいりましたが、危険な状態ではございますが、今すぐに市として手立てできるものではございませんので、市として、今、何もできない状態でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（福塚 実） 四番、谷 勝啓議員。

○四番（谷 勝啓） 場所は十分、写真も見てもらったら分かると思うんですが、危険だと思うんですけれども。その緊急、危険を伴う事案ですが、この三か月前に僕は言いましたけれども、会議を開くなど、何か話し合われて、具体的に何課の誰と会議をしたとか、そういう結論は全くなかったんですか。

○議長（福塚 実） 櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹） 地域政策課のほうで、話し合い等、あと他市の事例等も調査をしております。ただ、今現時点では結論には至っておりませんので、どうやっていくかというのが決まり次第、議員のほうに御連絡をする考えではおりましたけれども、今現在はまだその最中とい

うことで、どうやっていくかというのが決まっておりますので、お答えすることはできません。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（福塚 実） 四番、谷 勝啓議員。

○四番（谷 勝啓） 三か月もたつんですよ、台風も来て。何とかならないですか。不思議ですわ。倒れてけがしても、市は全く責任ないということですね。さっきの答弁聞くと。

○議長（福塚 実） 櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹） 先ほど都市整備部長も申し上げましたが、法人格を取得していない自治会が持っております財産につきましては、解散した場合は、その構成員、自治会員に総会的に帰属するという形になりますので、その解散したときに自治会員として加入されておられた市民の皆様は所有物となりますので、責任はそこに入ってくるかと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（福塚 実） 四番、谷 勝啓議員。

○四番（谷 勝啓） ということは、誰が責任取るんですか。自治会を解散している、自治会長もいない。立てた個人の名前とかはあるんですか。それ放つてあつたら市が悪いと違いますか。自治会を解散したときに、調べて、危ないなり、里道に立っているやつを調べないとあかんのと違いますの。答弁、お願いします。

○議長（福塚 実） 櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹） 解散する自治会というのは、ここ最近、増えてきておりますので、今後こういうケースも増えてくると思います。議員お述べのように、今後、対応を何か考えていかなければいけないというようなところにはきておるんですけれども、今すぐに何ができるかというところについては結論に至っておりませんので、そこも踏まえて今、調査、研究しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（福塚 実） 四番、谷 勝啓議員。

○四番（谷 勝啓） 危険な危ない電柱、防犯灯、いつ折れるか分からない危ない電柱、なぜ直せないのか、私は分かりません。今まで里道でも市のお金で直せる道路はたくさんあります。例えば、民間の個人の霊安寺町の墓にでも、令和六年六月六日、市役所から三百万円出しております。個人の墓ですよ。防犯灯ぐらい出せるのと違いますか。

昨日も仲山議員が要望書の採用の順番を質問していましたが、緊急性があるところから優先すると市は答弁していました。緊急性はないんですか。里道は所有権、維持管理は市役所です。危ない里道に立っている緊急性を要する電柱を直せない。倒れて誰かがをしたら誰が責任を取るんですか。危ない、危険と分かっているんだったら早く直してください。よろしくお願いいたします。

櫻本総務部長、私に何か聞くこと、間違ったことを言っていたら、僕に反対に質問をしてください。

○議長（福塚 実） 平岡市長。

○市長（平岡清司） 今回、谷議員さんの言われていることは、内容としては、私はそのとおりかなというふうにも思います。当時、私も議員時代にこの自治会、解散されたことも知っていましたし、解散したときに、自治会のお金を残して電灯代を残して解散したということもありました。私も議員時代に、この電灯について一般質問をさせていただいたことがありまして、そのとき、電灯のお金がなくなったら防犯灯、消えますよね。そうしたら今後どうするんだというところを私は疑問に思いましたので、市長に就任してからも、担当部署に、今後、やっぱり市民の中でみんな公正・公平であるべきだというふうに私は思っています。そんな中で、市として市民の皆さんから徴収することができないのかなというふうにまず思いました。そんな中で、市が管理していけば、こういう問題もなくなっていくのではないかなというふうにも思っております。

ただ、今、先ほど職員から答弁にもありましたように、この緊急性というところがまず第一なんですけれども、この所有物というのが自治会、前の自治会であった。そういった中もこれからしっかりと精査をしながら進めてまいりたいなというふうに思っております。これが市が触っているものかどうか、その辺からもまず調査をしながら、議員お述べのとおり、緊急性はまず第一かなと思いますけれども、ここをまずやり始めると、あそこもここもなってくると、全部、整合性が取れなくなることもあります。そんなことからもしっかり私たちも調査をし、市民の安全・安心のためにまた整えて頑張ってまいりたいなと思います。

以上でございます。（「四番」の声あり）

○議長（福塚 実） 四番、谷 勝啓議員。

○四番（谷 勝啓） 三か月前に櫻本部長に相談して、緊急質問しようと思いました。櫻本部長が、僕は前向きに考えて、ちゃんとしてくれるんですかと、はい、頑張りますというふうな答えがあったから僕は取り下げたんです。でないと、緊急質問するつもりが何か僕も返事なかったら取り下げることはないんですけれども、そこは、櫻本部長、聞いてないという一点張りなんですけれども、聞いてないんですか。僕は言っていないんですか、お願いしませんでしたか。

○議長（福塚 実） 櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹） そのときは、議員お述べのように、そのこともおっしゃっておりましたが、それはすぐにはできないというふうには、私、答えてないと思うんです。だから、いろいろとその調査をした中で結論が出たら議員にお答えしようと考えた次第でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（福塚 実） 四番、谷 勝啓議員。

○四番（谷 勝啓） 私は思うに、危ないんですから、三か月たっても何の連絡もない。例えば、三か月なつて、ちょっと前向いて進みませんか、何か返事があつたら僕もこんなことになってないと思うんです。いい加減過ぎるんと違いますかね。ましてや危険ですよ。よろしくお願ひしておきます。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（福塚 実） 以上で、四番、谷 勝啓議員の質問を終わります。

昼食のため、午後一時まで休憩いたします。

午前十一時三十三分休憩に入る

午後一時再開

○議長（福塚 実） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（福塚 実） 次に、日程第二 報第二十二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（久保雅彦） 報第二十二号 専決処分の報告について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定）

○議長（福塚 実） 報告を求めます。上田井都市整備部長。

〔都市整備部長 上田井 朗登壇〕

○都市整備部長（上田井 朗） ただいま上程いただきました報第二十二号 専決処分の報告について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の

決定）につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

議案書の一ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、公園の管理瑕疵による車両の損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第百八十条第一項の規定により、令和六年六月二十八日付をもって専決処分としたため、同条第二項の決定に基づき、その旨を議会に報告するものでございます。

議案書、二ページを御覧いただきたいと存じます。

和解の相手方は、奈良県葛城市柿本三百十九の六、中林直美。

和解の要旨につきましては、市側の過失割合を十割とし、市は相手側車両の損害賠償金十三万九千五百円を支払うもので、今後、本件に関しては双方とも一切の債権債務関係がないことを確認するものとなっております。

事故の概要につきましては、令和六年三月二十九日午後三時頃、五條市中央公園駐車場敷地内において、職員が草刈り機で作業中、小石を跳ねて停車中車両のサイドウィンドーを損傷したものでございます。

なお、相手方にけがはございませんでした。

以上で御報告を終わらせていただきます。

○議長（福塚 実）報告が終わりました。

これより、質疑に入ります。（「五番」の声あり）

○議長（福塚 実）五番、吉田 正議員。

○五番（吉田 正）草刈り中に駐車場に停めてある車を破損させたということなんですけど、今後、こういうことが起こらないようにどういう対処法等をお考えかをお教えください。

○議長（福塚 実）上田井都市整備部長。

○都市整備部長（上田井 朗）五番 吉田 正議員の御質問にお答え申し上げます。

五條中央公園におきましては、この事故の後に人員の整備にまず手をつけました。もちろん草刈りについての研修、講習、それで、ガードネット、石が飛ばないように予防する物品等の購入を指示して、現在、準備が終わっているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（福塚 実）十二番、大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 大変な迷惑をかけましたので、幾つか質問しておきます。

三回までですから、まず、質問項目を初めに通告いたします。

この草刈りを担当した課は何課なのか。そして、中央公園、始まってから大分、何年もたちますけれども、中央公園の草刈りで、こういう草刈りの関連でお客様の窓のガラスが割れたという、そういう事故はこの間、何もなかったのか、あったのか。

それと、これ葛城市から、やっぱり五條の中央公園は大変いいということで来てくれているわけですね。そういう方の車にこういう事故を起こしてしまったんですけれども、このあれですか、費用、十三万九千五百円はウィンドーガラスの取替えだけの費用なのか。例えば、自分で運転して帰られへんということでしたら、これあれですわね、運送会社の搬送車か、それぞれの修繕の搬送車で持って帰ってもらわないけませんわな。その費用とか、そして、修理の日にちが、例えば、これ何日かかったのか知りませんが、その修理の日にちの間、この方は自分の車に乗られへんけれども辛抱してもらったのか、それとも代車を借りたのか、その辺は分かりませんが、この費用、十三万九千五百円はどの費用になるのか。

それと、この時間、午後三時という時間ですけれども、これお客さんが来てくれている真っ最中の時間ですわね、これ。そういうお客さんが来てくれている時間のときにこれ草刈りをしているわけですね。そういうやっぱり草刈りの時間をもう少しこれから検討するべきではないか。これやはり草刈りとなったら、私もほぼ夏場は毎日やっていますけれども、ガソリンエンジンの草刈り機の場合はかなりの音がするわけです。お客様はやはり憩いの場所として来てはるわけですから、やはり静かな場所、日陰の場所、子供の遊べる場所、そういうところへわざわざ葛城市から来てくれているわけです。そういう状況から考えたら、お客様が来てくれているその時間帯に草刈りをするというのは、よっぽど離れたところでないといはいいいことないわけですね。その辺はどうやったのか、ちよつと答えてくれますか、範囲内で。

○議長（福塚 実） 上田井都市整備部長。

○都市整備部長（上田井 朗） 十二番、大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、一つ目、担当課におきましては公園緑地課でございます。

二つ目の過去にあったかの御質問ですが、昨年の十月議会でも同様の専決処分の報告をしているところでございます。

実際に今回の補償の内容につきましては、ガラスの交換、その周辺の部品交換で九万円の費用を要しております。自走か否かの御質問に関しましては、自走でお帰りになったということです。

この作業の期間が十日間ございまして、この間、レンタカーを借りていただいたということで、その額が四万九千五百円、合わせて十三万

九千五百円となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（福塚 実） 十二番、大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 費用はね、相手さんの請求どおりに補償させていただいているということで、これはこれでまあよかったというふうに思いますけれども、昨年の十月に同じ事故が起こっているということですね。しかし、またやっぱりこれお客さんが来てくれる時間帯で、車の置いている言うたら近くですわ。その中で草刈りをしていたということですからね。去年の十月の事故の対策、効果的な対策が効果を上げてないということになりますわな。だから、先ほどの質問者も言われていますけれども、もうこれで二回目ですからね、やっぱり時間帯をずらす、そして、先ほどの答弁では、ネットを張って対応するとか、いろいろ言われていましたけれども、今回こそ抜本的な対策を関係者みんなでね、作業をしておった人の意見もちよつと聞かないとあきませんよ。実際、作業をしておった人の意見をね。個人責任はできませんわ、これはな。その辺で抜本的な対策をとって、もう二度とこんなことが起こらないようなひとつ実行を求めておきたいというふうに思います。以上です。

○議長（福塚 実） 質疑を終わります。

以上で報第二十二号の報告を終わります。

次に、日程第三 報第二十三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（久保雅彦） 報第二十三号 専決処分の報告について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定）

○議長（福塚 実） 報告を求めます。上田井都市整備部長。

〔都市整備部長 上田井 朗登壇〕

○都市整備部長（上田井 朗） ただいま上程いただきました報第二十三号 専決処分の報告について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の三ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、公園の管理瑕疵による車両の損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第百八十条第一項の規定により、令和六年六月二十八日付けをもって専決処分としたため、同条第二項の規定に基づき、その旨を議会に報告するものでございます。

議案書の四ページを御覧いただきたいと存じます。

和解の相手方は、大阪府和泉市いぶき野二の八の一、藏永良子。

和解の要旨につきまして、市側の過失割合を十割とし、市は、相手側車両の損害賠償金百五十七万七千四百八十七円を支払うもので、今後、本件に関しては、双方とも一切の債権債務関係がないことを確認するものとなっております。

事故の概要につきましては、令和六年三月二十九日午後三時頃、五條市中央公園駐車場敷地内において、職員が草刈機で作業中、小石を跳ねて停車中車両の後部並びに内装等を損傷したものでございます。

なお、相手方にはございませんでした。

以上で御報告を終わらせていただきます。

○議長（福塚 実）報告は終わりました。

これより、質疑に入ります。（「九番」の声あり）

○議長（福塚 実）九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司）同じ日に全く同じところで起こった事故だと思えます。その中において、先ほどもお述べになっておりますように、これ高額な金額になっております。まず、その金額についての詳細、教えていただきたいと思えます。

○議長（福塚 実）上田井都市整備部長。

○都市整備部長（上田井 朗）九番、山口議員の御質問にお答え申し上げます。

今回の損害におきましては、議員お述べのとおり、同時に発生したものでございます。

車両修理の内訳でございますが、バンパーカバー、バックドアパネル、テールランプ、バックドアガラス、塗装材料等合わせて合計八十二万五千元、レンタカー、こちらが四十一日間の借り受けで五十四万一千二百円、物的損害、チャイルドシート、ベビーカー等二十一万一千二百八十七円、合わせて合計百五十七万七千四百八十七円となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（福塚 実）九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司）幸いにも人的な事故ではなかったということで、ただ、これ三月二十九日、春休みですね。春休みのこの三時の人の多い時

期にそうやって作業をする、その作業をしなければならぬのかどうか。草も三月二十九日でしたら、まだそんなに大きくなっていないかなと思うところでございますけれども、ただ、その作業をする、今日はこの作業をやりますよというそのチェックの体制はどうなっているのか、教えてもらえますか。

○議長（福塚 実） 上田井都市整備部長。

○都市整備部長（上田井 朗） 作業に関しまして、当時、作業していた者にもヒアリングをしております。状況といたしましては、人のいない場所、これを選ぶような形で作業を進めていたということでした。当時におきましては、人員数が二名で対応していたこと、実際に現在、行っているようなフェンスをもって二人一組での作業、もしくは自立型のフェンスを置いての作業等ができない状況の中、人を避けながらやった、結果として物損の事故につながってしまったということでございます。

チェック体制に関しましては、当然、作業の状況、公園緑地課からの指示に従いながら中央公園が行っているところ、また、完了した作業については、日誌・日報で報告することを徹底したというふうには確認しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（福塚 実） 九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司） そういう作業を、ここやりなさいという許可のもと、この職員の方はやってはるんでしよう。ですので、人のいない場所、だから、人のいない駐車場だったらいいのかというふうになりますやん。ただ、駐車場も人がいる可能性が大ですやん。その辺のチェックが甘い。だから、こういった事故が起こるんだと思います。この物損、普通だったら、皆、自腹を切らないとあかんわけですわ。支払ったこのお金の財源を教えてくださいなだけです。

○議長（福塚 実） 上田井都市整備部長。

○都市整備部長（上田井 朗） 議員の御質問にお答え申し上げます。

今回の財源につきましては、全国市長会市民総合賠償補償保険に基づいて支払われております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（福塚 実） 九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司） その保険で全て賄われたということですね。その賠償金に係る年の加入金といいますが、掛金といいますが、それは幾らになっているのか。この事故を起こしたことによって、その掛金上がるのかどうか、その辺を教えてくださいな。

○議長（福塚 実） 上田井都市整備部長。

○都市整備部長（上田井 朗） お答え申し上げます。掛金に関しましては、今ちよつと手元資料がございませんので、定かではございません。

このお尋ねの保険料の上昇につきまして保険会社を確認いたしております。金額につきまして、全国の保険使用料、これは全国全ての保険使用料が上がれば、来年度の保険料が全国、全体的に上がっていくこと。今回の五條市単体の保険を使ったことによる五條市の保険料が上がるということはないというふうに確認しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（福塚 実） 九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司） これ、管理体制の不備だと思いますよ。今日の仕事をやるというチェックの甘さがこういった事故につながっているのではないか。十月にも起こって、また同じような事故を起こすというのはもうとんでもない、管理責任が問われて当然だと思いますし、本人は一生懸命仕事をやっているつもりでも、そういった草刈り機、きちっとした使用ではなかったのかなと伺うところでございます。二度と事故を起こさないような管理体制をつくっていただきたいと思っております。（「十番」の声あり）

○議長（福塚 実） 十番、吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 先ほど来、皆さんおっしゃっていただいているんですけれども、これ草刈りのときに、休んで二日なら二日、また一日おいで草刈りをするとかね、一日空けて、そういうようなやり方はでけへんもんですかね。

○議長（福塚 実） 上田井都市整備部長。

○都市整備部長（上田井 朗） 十番、吉田雅範議員の御質問にお答え申し上げます。

先ほど山口議員からも御指摘があったとおり、管理体制の不備かと思われれます。実際に今は水曜日が定休日になっておりまして、管理体制上でいくと、この日しか休みが取れない。当時の状況でいうと、実際に二名の職員で配備されていたということ、休みの配分であるとか、いろんなことがうまく回ってなかったということ、ここも管理体制として不備があったことを反省するところでございます。

現在におきましては、しっかりと人数体制を整えまして、現時点では四人体制で行っているところ、また先ほど申し上げました安全管理についての徹底及び教育の体制で、課全体でしっかりとそういった部分の共有をしながら安全な環境に努めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（福塚 実） 十番、吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）先ほど、中のチャイルドシートですか、そこまで傷つくような石が飛んだということですね。ベビーカーと言うたのかな、チャイルドシートって言えへんだかな、そこまでのそんな大きい石つてあるのかな。ちよつと不思議に思うんやけれども。

○議長（福塚 実） 上田井都市整備部長。

○都市整備部長（上田井 朗） 御答弁申し上げます。今回の交換部品の多くはリアガラスが破損したことによって飛散し、いろんな損害が拡大したというふうになります。かなり細かい石でありますけれども、直接、後部パネル等に当たったことで、ガラスについては飛散し、内部の内装等にも被害を拡大させてしまったということが原因になっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（福塚 実） 十番、吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 最後にですけども、先ほども管理体制ということもあるんですけども、こないして草刈りをするときには、もう休んで、もう閉めてしもうて、そして、草刈りをするような体制を取っていただいたらこういう事故もなろうかと思えますので、その点も考慮してよろしく願います。（「十二番」の声あり）

○議長（福塚 実） 十二番、大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 重複しないように質問しますけれども、これ先ほどの事故と日にちも時間も同じなんです。ということは、これ草刈りをしておった人は、この前の報第二十二号の事故と同じ時間帯で、同時に二台に石を飛ばして破損したということになりますね。同時に二台にこれ当たっているわけですね。だから、やっぱりこの人も大阪から来てくれているわけですからね。やっぱりそこまで遠いところからここがええ、ということまで来てくれているわけですからね、もうあれですね、今回あれですか、この和解した後での市としてのお詫びの丁寧な手紙とか、その他のやはりお礼はさせてもらっていますか。その辺も要りますよ、これ合意したからということで、これだけではなしにやっぱり丁寧なお礼の手紙を出すということを、ちゃんとやるべきですね。

以上です。（「六番」の声あり）

○議長（福塚 実） 六番、窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀） ちよつと違う観点から質問したいんですけども、これ先ほど議員さんの中でも、この時間帯にこの草刈りをするかというようなお話もございましたけれども、こういうような春休み中、そして、また、午後三時頃というのは一番その人の多いようなところだと思うんですけども、その中において、やはりこれ今、車だけですけれども、やっぱり人もかなりの方おると思います。この時間帯というのを

避けるべきではないかと。といいますのは、僕の近所に五條中学校があるわけですから、その草刈りをあそこの用務員さんがやってくれてますねけれども、子供がもちろん通学やら来るわけです。そうしたら、朝、五時半頃から、もうずっと全部、中の校庭であるとか、周りにある草刈りをしてきています。それで、子供が通学をするだろうときには一切しないと、そういう形のことできれいにしてくれてありますんやけれどもね。そんな関係でやはりこういうような場所ですけれども、これ本当に今、車やからこれですけれども、これ人だつたら大変なことになろうかなと思います。だから、やはりこういう時間帯でやるのであれば、やっぱり職員にもある程度、融通を利かせて朝早くからやつてもらおうとか、そういうような形の工夫というか、そういうのをさせていただいたらどうかなと思うんですが、いかがですか。

○議長（福塚 実） 上田井都市整備部長。

○都市整備部長（上田井 朗） 六番、窪議員の御質問にお答え申し上げます。

議員、御指摘のとおり、時間帯についての見直し、しっかりとしていきたいと思えます。十分、注意を促しながらも再発防止に努めてまいりたいと思います。

以上、答弁させていただきます。

○議長（福塚 実） 質疑を終わります。

以上で報第二十三号の報告を終わります。

○議長（福塚 実） 次に、日程第四 報第二十四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（久保雅彦） 報第二十四号 専決処分の報告について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定）

○議長（福塚 実） 報告を求めます。谷口あんしん福祉部長。

〔あんしん福祉部長 谷口久美登壇〕

○あんしん福祉部長（谷口久美） 失礼いたします。ただいま上程いただきました報第二十四号、専決処分の報告（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の五ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、公用車の事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第百八十条第一項の規定により、令和六年

七月十二日付をもって専決処分したため、同条第二項の規定に基づき、その旨を議会に報告するものとございます。

議案書の六ページを御覧いただきたいと存じます。

和解の相手方は、奈良県五條市大野新田町百五十二の二、蓮井優紀。

和解の内容につきまして、市側の過失割合を十割とし、市は、損害賠償金九万三千五百円を支払うもので、今後、本件に関して双方とも一切の債権債務関係がないことを確認するものとしております。

事故の概要につきまして、令和六年五月三十一日、午後三時五十分頃、市内訪問中、五條市大野新田町にて公用車を発車させた際に車体の左側を事故現場にある相手側宅の石垣に接触し、車両と石垣を損傷したものであります。

なお、人身に負傷はありませんでした。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（福塚 実）報告は終わりました。

これより質疑に入ります。（「十二番」の声あり）

○議長（福塚 実）十二番、大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）担当課名、そして、どういう目的でどういう仕事で訪問されておったのか。そして、このときの乗っていた車は軽なのか、普通車なのか。道路は市道であったのか、市道でなかったのか、その辺、ちょっと明らかにしてください。

○議長（福塚 実）谷口あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（谷口久美）十二番、大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、一番の担当課名ですが、社会福祉課でございます。

また、二のどういう内容ということですが、定期の訪問をしておりました。

三番の車の軽自動車か普通自動車かということですが、軽のバンでございます。

それから、四つ目の市道であったかどうかということですが、相手側宅の敷地内でございます。

以上でございます。（「十二番」の声あり）

○議長（福塚 実）十二番、大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）相手の敷地内になるわけですからね、これはかなり、まあ軽自動車で行ってていますけれども、これはやっぱり敷地

内ということになれば、本当に慎重にやらなければならない。これはあれですか、発車させたとなってますけれども、発車ということは前進ですか、バックですか。そして、この訪問は何人で訪問されておったんですか。

○議長（福塚 実） 谷口あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（谷口久美） お答え申し上げます。

発車ですので、前進です。

それから、定期訪問は必ず二名の職員で訪問することになっておりますので、二名で訪問しておりました。以上です。

○議長（福塚 実） 質疑を終わります。

以上で、報第二十四号の報告を終わります。

○議長（福塚 実） 次に、日程第五 報第二十五号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（久保雅彦） 報第二十五号 専決処分の報告について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定）

○議長（福塚 実） 報告を求めます。上田井都市整備部長。

〔都市整備部長 上田井 朗登壇〕

○都市整備部長（上田井 朗） ただいま上程いただきました、報第二十五号、専決処分の報告について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定）につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

議案書の八ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、市道の管理瑕疵による車両の損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の確定について、地方自治法第百八十条第一項の規定により、令和六年八月二十日の日付をもって専決処分としたため、同条第二項の規定に基づき、その旨を議会に報告するものでございます。

和解の相手方は、奈良県五條市靈安寺町三十九番地の八、三浦 進。

和解の内容につきましては、市側の過失割合を十割とし、市は相手側車両の損害賠償金十一万六千二百九十二円を支払うもので、今後、本件に関しては、双方とも一切の債権債務関係がないことを確認するものとなります。

事故の概要につきましては、令和六年六月十五日、午後四時三十分頃、市道生子一号線を走行中、市道に設置していた横断溝のグレーチングを跳ね上げ、車両下部を損傷したものであります。

なお、人身に負傷はありませんでした。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（福塚 実） 報告が終わりました。

これより、質疑に入ります。（「十二番」の声あり）

○議長（福塚 実） 十二番、大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） このグレーチングの跳ね上がりの事故は去年もありましたわな。今回の場合はあれですか、グレーチングの幅、長さは幾らであったのか。そして、グレーチングを設置しておった道路の幅は幾らだったのか。そして、グレーチングを固定するボルトはなかったのか。あるいは道幅だけの大きなグレーチングがない場合は、二つか三つ連結してグレーチングは大体置いていますわな。その連結の固定金具はなかったのかどうか。ボルトがなかったのか、連結の固定金具がなかったのか。昔からのグレーチングというのは、もう固定ボルトもなければ連結の金具もないし、ただ置くだけのやつが多いんです。私も何人かから相談を受けて、もうタイヤのチューブを持っていつて、チューブを挟んで置いたら固定したということで、いろいろ経験がありますけれども、やっぱりただ置くだけのグレーチングはもうこうなりませんか、その辺ちよつと答えてくれますか。

○議長（福塚 実） 上田井都市整備部長。

○都市整備部長（上田井 朗） 十二番、大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

議員お尋ねのグレーチングの詳細、道路幅員については、今ちよつと手持ち資料がございません。長さは平均的に九百ミリメートルぐらいの長さのものになるかと思われます。ボルトの固定に関してはありませんでした。

その後の対策といたしまして、グレーチングを連結金具で連結し再発防止に努めているということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（福塚 実） 十二番、大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） もう置くだけのグレーチングでしたからね、必ずこうなるわけですね。今、グレーチングを新たに五條市が購入する場合、大きさに異なりますけれども、グレーチングを取り付ける、ボルトの上に取り付けるグレーチングばかりなのか、まだ新しく購入するグレー

チングの中には、大きさにも異なりますけれども、もうボルト止めもない、連結金具もない、ただ置くだけのグレーチングもまだ新品で購入してあるのか、その辺はどうですか。

○議長（福塚 実） 上田井都市整備部長。

○都市整備部長（上田井 朗） 御答弁申し上げます。グレーチングのボルト、固定式のものであるかないかの御質問なんですけれども、御指摘のとおり、幅によって、またタイプによっても違います。新設の道路の側溝におきましては、可変側溝とか、二次製品におきましてのボルト付きのものを採用しているところです。ただ、小さい幅、深さのグレーチングを設置するケースにおきましては、今回のような置くだけのタイプのグレーチングの使用もあることは現在も調達可能な状況です。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（福塚 実） 十二番、大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 答弁にもありましたように、幅の小さいグレーチングをまだやっぱり止める手立てがないわけですね。だから、やっぱり新品を購入するときに、できるだけやっぱりボルト止め、金具止めのあるやつを購入するようにして、どうしても小さいやつはそれはないというんでしたらね、重要な場所はやっぱり業者に頼んで、穴を開けて、下のコンクリートを穴を開けるのも今はもう業者は幾らでもしてくれますからね。コンクリートの穴開けも、もちろんグレーチングの鉄の穴開けぐらいはもうそんなものの負担にはなりませんからね。業者がやってくれますからね。やっぱり場所によっては、そういうことを、新品でなければ、役所独自にそういう手立てをしてグレーチングを置くと、取り付けるというふうにしないとあかんのではないかと思えますね。

それで、このグレーチングを連結する金具ぐらいいは、初め購入したときはなかったけれども、金具ぐらいいは業者に頼んだら、大体、代用品でいけるわけですからね。私らはもうあれですよ、連結するときは、太いほうの針金でもう自分で締めるんです。締めて、そういうふうにしてやっぱり努力、役所の皆さん、担当課も大変やけれども、その初めのときにとことんやっぱり完璧なものを置くというふうにしないと、まだまだこれ、広いこの五條市に、昔の置いたままのグレーチング、まだまだありますよ。もう走っておつてもかなり目につきます。だから、その辺を古いのを見つけないで行くのは大変ですけれども、新しい道路に新しいグレーチングを置く場合はもう最大限、手立てをとるということが今これから求められるのと違いますか。

以上です。

○議長（福塚 実） 質疑を終わります。

以上で、報第二十五号の報告を終わります。

○議長（福塚 実）次に、日程第六 報第二十六号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（久保雅彦）報第二十六号 専決処分の報告について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定）

○議長（福塚 実）報告を求めます。上田井都市整備部長。

〔都市整備部長 上田井 朗登壇〕

○都市整備部長（上田井 朗）ただいま上程いただきました報第二十六号 専決処分の報告について。

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書の十一ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、市道の管理瑕疵による人の負傷の損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第百八十条第一項の規定により、令和六年八月二十日の日付をもって専決処分としたため、同条第二項の規定に基づき、その旨を議会に報告するものでございます。

和解の相手方は、奈良県五條市近内町一〇八六番地の四、前垣恵利佳。

和解の内容につきましては、市側の過失割合を四割とし、市は、相手側、心身の損害賠償金六万八千九百八円を支払うもので、今後、本件に関しては双方とも一切の債権債務関係がないことを確認するものとなります。

事故の概要につきましては、令和六年四月十五日、午前七時三十分頃、市道、近内三号線を息子である前垣大空が自転車で通行中、市道上の穴にはまり、転倒し、左手首を負傷させたものであります。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（福塚 実）報告は終わりました。

これより、質疑に入ります。（「九番」の声あり）

○議長（福塚 実）九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司）この過失割合、四割となっておりますけれども、この決定に至った経緯を教えてくださいませんか。

○議長（福塚 実）上田井都市整備部長。

○都市整備部長（上田井 朗）九番、山口議員の御質問にお答え申し上げます。

事故の後、障害部分に関し、病院での治療費として九万二千九百八十円及び通院交通費として千八百九十円、左手首のけがの慰謝料として七万七千四百円、日額計算の通院日数九日の計算となっております。

最終的に日々通行している道での事故ということ、運転者としての注意義務違反等があったことを含め四割の市の負担割合というふうな決定がなされたということです。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（福塚 実）九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司）その決定は誰がしたんですか。

○議長（福塚 実）上田井都市整備部長。

○都市整備部長（上田井 朗）保険会社でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（福塚 実）九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司）それで双方、和解しているということでございますので、相手方も納得しているかと思えます。

こういった道路の穴であったり、先ほどのグレーチングのひずみ、歪みの欠損であったりした事故に対して、前に申し上げました市民からの通報による補修できるような体制をとっていただきたいという一般質問をさせてもらったと思います。その中でLINEを使って国交省が整備していただいているLINEで通報ができるものでございます。それにも写真を撮って、位置情報等を記載すれば、その担当部署が開けてできるものでございますので、早くその事故を未然に防ぐためにも、その通報、道路の異常通報をできる体制を構築していただきたいと思うんですけれども、今現在どうなっていますか。

○議長（福塚 実）上田井都市整備部長。

○都市整備部長（上田井 朗）ご答弁申し上げます。前回、御指摘いただいた後に速やかに試験運用のほうを開始いたしましたして、せんだって本格運用ということで既に稼働している状態でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（福塚 実）質疑を終わります。

以上で、報第二十六号の報告を終わります。

○議長（福塚 実）次に、日程第七 報第二十七号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（久保雅彦）報第二十七号 専決処分の報告について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定）

○議長（福塚 実）報告を求めます。平己危機管理監。

〔危機管理監 平己富長登壇〕

○危機管理監（平己富長）ただいま上程いただきました報第二十七号 専決処分の報告について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

お手元の議案書、十四ページを御覧ください。

本案は、公用車事故による車両損傷の損害賠償及び和解について、地方自治法百八十条第一項の規定により、令和六年八月二十三日付をもって専決処分としたため、同条第二項の規定に基づき議会に報告するものでございます。

十五ページ及び十六ページを御覧ください。

和解の相手方は、奈良県北葛城郡広陵町大字古寺三百十の七、山田明誉。

和解の要旨につきましては、市の過失割合を十割とし、相手方車両の損害額三十七万一千円に対し、その全額を支払うもので、今後、本件に対して双方とも一切の債権債務関係がないことを確認することになっております。

事故の概要につきましては、令和六年七月十日、午後九時二十五分頃、五條消防署の駐車場内で職員の運転する車が転回のためにバックした際、停車していた相手方の車両の左側前部に公用車の右後部が接触し、車両が損傷したものです。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（福塚 実）報告が終わりました。

これより、質疑に入ります。（「十番」の声あり）

○議長（福塚 実）十番、吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）これ消防署の場内ということなんですけれども、この方も消防署に勤務されている方なのか、それとも一般の方がどうして

何か用事があつて消防署の駐車場に来られたのか。

○議長（福塚 実） 平己危機管理監。

○危機管理監（平己富長） 十番、吉田雅範議員の御質問にお答え申し上げます。
消防職員でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（福塚 実） 十番、吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） これ、同じ消防職員の車に消防署の方がバックしておつて当たつたという認識でよろしいんですね。

○議長（福塚 実） 平己危機管理監。

○危機管理監（平己富長） お答えを申し上げます。詳細を説明をさせていただきます。

七月十日でございますけれども、消防署のほうで操法大会に出場するための操法の訓練をしております。そして、午後九時まで訓練をしております、終わりました、車両を撤収する際に職員がバックし、操法大会に出るための指導員として教官をされておられました駐車場にて駐車していたその消防職員の教官の車にバックして当たつたというような状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（福塚 実） 九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司） 市の車はどういった車ででしょうか。

○議長（福塚 実） 平己危機管理監。

○危機管理監（平己富長） 九番、山口議員の御質問にお答え申し上げます。
軽トラックでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（福塚 実） 九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司） 前日も危管理課で事故を起こしております。やはり訓練が終わつた後で緊張感もなくなって、夜遅くまで勤務されておつて、やれやれと思つたのかもしれないけれども、やはり危機管理課、大事なところでございますので、日頃から緊張感を持って職務に就いていただきますようお願いいたします。

○議長（福塚 実）質疑を終わります。

以上で、報第二十七号の報告を終わります。

○議長（福塚 実）次に、日程第八 報第二十八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（久保雅彦）報第二十八号 専決処分の報告、承認を求めることについて（令和六年度五條市一般会計補正予算（第三号））

○議長（福塚 実）報告を求めます。櫻本総務部長。

〔総務部長 櫻本茂樹登壇〕

○総務部長（櫻本茂樹）失礼いたします。ただいま上程いただきました報第二十八号 専決処分の報告、承認を求めることについて（令和六年度五條市一般会計補正予算（第三号））議定につきまして提案理由を御説明申し上げます。

本案は、吉野川祭り補助金に係る予算措置に特に緊急を要したため、地方自治法第七十九条第一項の規定により、令和六年七月十六日付で専決処分をしたため、同条第三項の規定に基づき、その旨を議会に報告し、併せて承認を求めるものとございます。

恐れ入りますが、別冊の令和六年度五條市一般会計補正予算（第三号）の一ページを御覧いただきたいと思います。

このたびの補正でございますが、歳入歳出予算の補正でございます。その総額にそれぞれ百万円を追加し、総額百八十八億三千九十一万円とするものでございます。

それでは、歳出予算の補正から御説明申し上げます。

四ページの下の歳出を御覧いただきたいと存じます。

商工費、観光振興費の百万円でございますが、吉野川祭り補助金の追加を行うため、所要の額を計上するものでございます。

歳出は以上でございます。

続きまして、歳入予算の補正について御説明申し上げます。

三ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の上段、歳入を御覧いただきたいと思います。

寄附金において、百万円を追加いたしまして、歳出との均衡を図った次第でございます。

なお、このたびの補正につきましては、キリンビール株式会社の吉野川祭り開催に対する寄附の採択があったことから補正予算を行うもの

でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のうえ、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（福塚 実）報告が終わりました。

これより、質疑に入ります。（「十二番」の声あり）

○議長（福塚 実）十二番、大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）吉野川祭りに対する五條市の補助金の予算はこの百万円をプラスして合計幾らになるのか。そして、吉野川祭りに費やした費用は幾ら要ったのか、その辺ちよつとお願いします。

○議長（福塚 実）池嶋産業環境部長。

○産業環境部長（池嶋 晶）十二番、大谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

吉野川祭りの市の補助金としては一千百万円でございます。ただ、全体の費用としてまだ決算のほう出ておりませんが、約三千四百万円、キリンビールからの御寄附をいただきまして一千二百万円の予算でございます。

以上でございます。

○議長（福塚 実）質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては、討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福塚 実）御異議なしと認めます。

よって、本案は、討論並びに委員会付託を省略することに決しました。
これより、本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福塚 実）御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認されました。

トイレ休憩のため、二時十五分まで休憩いたします。

午後一時五十八分休憩に入る

午後二時十五分再開

○議長（福塚 実）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（福塚 実）次に、日程第九 議第四十二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（久保雅彦）議第四十二号 五條市税条例の一部改正について。

○議長（福塚 実）提案理由の説明を求めます。櫻本総務部長。

〔総務部長 櫻本茂樹登壇〕

○総務部長（櫻本茂樹）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第四十二号 五條市税条例の一部改正につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の十九ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、地方税法等の一部が改正されたことに伴い五條市税条例について所要の改正を行うものでございます。

恐れ入りますが、二十ページを御覧いただきたいと存じます。

五條市税条例の一部改正について御説明を申し上げます。

まず、公益信託に関する法律の改正に伴う寄附金控除の対象の見直しを行うため、第三十四条の七第一項第三号中「及び第三号に掲げる寄附金（同条第三項の規定により、特定寄附金とみなされるものを含む、前号に掲げる寄附金を除く。）並びに」を「から第四号までに掲げる寄附金及び」に改め、同号イ中「金銭」を「当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金」に改めるものでございます。

次に、私立学校法の改正に伴う条項の整理を行うため、第五十六条中「第六十四条第四項」を「第一百五十二条第五項」に改めるものでございます。

次に、公益法人等に対して寄附した場合の譲渡所得等の規定について、租税特別措置法で定められている規定の整理を行うため、附則第四

条の二を削るものでございます。

本則は以上でございます。

続きまして、附則について御説明を申し上げます。

まず、第一条では、施行期日について定めております。

次に、第二条では、市民税について経過措置を定めております。

以上で、提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のうえ、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（福塚 実） 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。（「十二番」の声あり）

○議長（福塚 実） 十二番、大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 市民の皆さん方が払う所得税や市民税の減税につながるというふうに解釈してよろしいですか。

○議長（福塚 実） 櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹） 今回の条例改正につきましては、公益信託制度を活用して寄附金を行った場合に税額控除の対象に加えるという税改正でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（福塚 実） 質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては、討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福塚 実） 御異議なしと認めます。

よって、本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより、本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福塚 実） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（福塚 実）次に、日程第十 議第四十三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（久保雅彦）議第四十三号 五條市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

○議長（福塚 実）提案理由の説明を求めます。名迫教育部長。

〔教育部長 名迫雅浩登壇〕

○教育部長（名迫雅浩）ただいま上程されました議第四十三号 五條市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の二十二ページを御覧いただきたいと存じます。

提案理由につきましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴う規定の整備を行うもので、地方自治法第九十六条第一項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案書二十三ページから二十五ページまでを御覧いただきたいと存じます。

改正内容につきまして、まず、改正条例の本則でございますが、目次と「第一章 総則」の文言を削り、第二条から第六条までを次のように改めます。

第二条では、この条例において使用する用語について、定義しております。

第三条では、家庭的保育事業等の運営基準等を定めております。

第四条では、家庭的保育事業等の最低基準を超えた運営と勧告について、定めております。

第五条では、暴力団の排除等、必要な措置について、定めております。

第六条では、本条例の施行に関して必要な事項は、別に定めることとしております。

第一章中第七条から第二十一条までを削り、第二章から第六章までを削ることとしております。これは第三条で定める「基準」のうち、運営基準等を定めた「基準省令」の一部改正により、規定の整理を行うものです。

また、同様に附則第二条では、基準省令の一部改正に伴う、第三条の規定の適用に関する経過措置等について、定めております。それに併せ、附則第三条から第九条と別表を削り、規定の整理を行うものです。

本則は、以上でございます。

次に、改正条例の附則について、第一項として施行期日を定めております。

附則第二項につきましては、今回の条例の一部改正に伴い関連する条例の一部を改正するものです。

以上で、提案理由の説明を終わらせていきます。よろしく御審議のうえ、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（福塚 実）提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。（「十二番」の声あり）

○議長（福塚 実）十二番、大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）皆さん方からいただいた、この資料を見せてもらいますと、本市は、現状、家庭的保育事業等を行っていないということになっていきますけれども、勉強のために質問をいたします。

資料六番の改正概要、保育士、保育従事者の配置基準の見直しを行うと、その見直しの内容は、まず、三歳以上満四歳未満の児童につきましては、現在、二十人につき一人の保育士が必要だということになっておりますけれども、それが改正されて、保育士一人につき、児童十五人に減らしていただいたと。四歳以上の児童につきましては、現在は保育士一人当たり児童三十人になっていきますけれども、改正後は保育士一人当たり児童二十五人に減らされたということで、最近の事件、事故を見ていますと、やはり保育士一人で何人かの子供さんを見ておつて、この間、窒息死して一名亡くなりましたけれども、そういったことも防止するためにこの改正がなされたという解釈でよろしいですか。

○議長（福塚 実）名迫教育部長。

○教育部長（名迫雅浩）十二番、大谷議員の御質問にお答えします。

議員お述べのとおりでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（福塚 実）質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきまして討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福塚 実）御異議なしと認めます。

よって、本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより、本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福塚 実）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（福塚 実）次に、日程第十一 議第四十四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（久保雅彦）議第四十四号 五條市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正について。

○議長（福塚 実）提案理由の説明を求めます。馬場すこやか市民部長。

〔すこやか市民部長 馬場由美子登壇〕

○すこやか市民部長（馬場由美子）ただいま上程いただきました議第四十四号、五條市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の二十六ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、児童扶養手当法施行令の一部改正により、ひとり親家庭等医療費助成における支給制限基準の規定を改正するため、本条例の一部を改正するもので、地方自治法第九十六条第一項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

恐れ入りますが、議案書の二十七ページを御覧ください。

変更内容でございます。ひとり親家庭等医療費助成の支給制限に対する所得の取扱いについては、児童扶養手当法施行令に定める所得制限の規定を準用しているところ、令和六年四月三十一日に扶養手当法施行令の一部を改正する政令が公布され、同年十一月一日施行で所得限度額が引き上げられることとなったことから、本条例においても同様に所得限度額を引き上げるため、本則第四条の児童扶養手当法施行令の準用部分について改正を行うものでございます。

附則につきましては、第一項で施行期日について、第二項では経過措置について定めております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のうえ、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（福塚 実） 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。（「十二番」の声あり）

○議長（福塚 実） 十二番、大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 皆様方から頂いたこの資料を見えますと、改正概要のところ、あれですね、医療費助成対象者の前年所得として、令和六年十月までと令和六年十一月からの所得金額が全部上がっていますけれども、上がっても対象になると、所得の多い方も対象になるというこれは判断ですか、どういことですか。

○議長（福塚 実） 馬場すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（馬場由美子） 十二番、大谷議員の御質問にお答えいたします。

これは、この表の例えば扶養する児童数の数が零人のところでしたら、今までは百九十二万円の方まで対象でしたが、それが二百八万円までの所得の方が対象になるということです。

以上、答弁いたします。

○議長（福塚 実） 質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福塚 実） 御異議なしと認めます。

よって、本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより、本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福塚 実） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（福塚 実） 次に、日程第十二 議第四十五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（久保雅彦） 議第四十五号 五條市国民健康保険条例の一部改正について。

○議長（福塚 実） 提案理由の説明を求めます。馬場すこやか市民部長。

〔すこやか市民部長 馬場由美子登壇〕

○すこやか市民部長（馬場由美子） ただいま上程いただきました議第四十五号、五條市国民健康保険条例の一部改正につきまして提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の二十八ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、国民健康保険法の一部改正により、現行の国民健康保険被保険者証が令和六年十二月二日以降、廃止されることに伴い本条例の一部を改正するもので、地方自治法第九十六条第一項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

恐れ入りますが、議案書の二十九ページを御覧ください。

変更内容でございますが、第十三条におきまして、国民健康保険法の改正に伴う文言の整理を行うとともに被保険者証の返還に関する罰則規定、具体的には、保険税を一定期間以上、滞納している者に対し被保険者証の返還を求めも応じない場合に科すという罰則規定でございますが、この規定を削除するものでございます。

附則につきましては、第一項で施行期日を、第二項で経過措置について定めております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のうえ御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（福塚 実） 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。（「十番」の声あり）

○議長（福塚 実） 十番、吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） そうしたら、返還を求められても応じないという、罰則規定を削るということですけども、これそうしたら、今、滞納をされている方については、今後どうなるんですか。

○議長（福塚 実） 馬場すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（馬場由美子）十二月一日までは、現状の保険証、返納をお願いしない限りはそのまま使っていただけます。それ以降については、マイナ保険証になりましたらもう保険証はありませんので、そのまま利用いただけるということで、この罰則はなくなります。ただ、保険証を使われている間は、この罰則規定、もし返納をお願いする場合に返していただけない場合は課されるということです。（「十番」の声あり）

○議長（福塚 実）十番、吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）これは、十二月二日からはもうマイナ保険証になるわけなんですけれども、これマイナ保険証をまだ持っていない方、または病院でも、その普通の今の保険証を使っている病院があります。そういう病院に対してはどういうふうな指導をしていくのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（福塚 実）馬場すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（馬場由美子）すみません、十番、吉田雅範議員の御質問にお答えいたします。先ほどは、失礼いたしました。

病院に対する指導のほうなんですけれども、こちらのほうから特にするということではなく、国のほうからなってくるかと思います。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（福塚 実）十番、吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）先ほども言うたけれども、持っていない市民の方、それに対しては、周知は十二月二日というのは、大体、皆さん分かっていると思うんですけども、しかし、まだマイナ保険証にされていない方については、今後どういうふうな指導をしていくのか。

○議長（福塚 実）馬場すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（馬場由美子）失礼します。マイナ保険証にまだ切り替わっていない方、まだ紐付けをされていない方に対しては、今現在お持ちの国民健康保険証等の期日が切れるまでに五條市のほうから資格確認書というのをお送りさせていただきます。これが今の保険証の代わりになるもので、そちらをお持ちいただきますと、病院のほうで診療を受けることができます。

以上、答弁いたします。

○議長（福塚 実）質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（福塚 実）次に、日程第十三 議第四十六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（久保雅彦）議第四十六号 五條市下水道条例の一部改正について。

○議長（福塚 実）提案理由の説明を求めます。上田井都市整備部長。

〔都市整備部長 上田井 朗登壇〕

○都市整備部長（上田井 朗）ただいま上程いただきました議第四十六号 五條市下水道条例の一部改正につきまして提案理由を御説明申し上げます。

議案書の三十ページから三十一ページまでを御覧いただきたいと存じます。

本案は、下水道法施行令の一部を改正する法律が令和六年一月四日に公布され、令和七年四月一日から施行されることに伴い五條市下水道条例の一部を改正するものでございまして、地方自治法第九十六条第一項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

それでは、改正内容について御説明申し上げます。

まず、改正条例の本則でございますが、第十三条第十号中、「大腸菌群数」を公共下水道及び下水道からの放流水に含まれる大腸菌群数に係る基準を定めているところ、大腸菌群数より正確な指標である大腸菌数を測定することが技術上、可能となったことから、「大腸菌数」に改正するものであります。

次に、第二十三条第二項第三号につきましては、精神の機能の障害という前提を削除することにより、障害者に対する不利益な取扱いを防止するものであります。

本則は以上でございます。

続きまして、附則について御説明申し上げます。

施行期日について定めており、第二十三条につきましては、公布の日から施行するとし、第十三条につきましては、令和七年四月一日から施行するとしております。

以上で、議第四十六号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のうえ御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（福塚 実）提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福塚 実）質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては、討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福塚 実）御異議なしと認めます。よって、本案討論並びに委員会付託を省略することに決しました。これより、本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福塚 実）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（福塚 実）次に、日程第十四 議第四十七号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（久保雅彦）議第四十七号 五條市食肉処理加工施設に係る指定管理者の指定について。

○議長（福塚 実）提案理由の説明を求めます。池嶋産業環境部長。

〔産業環境部長 池嶋 晶登壇〕

○産業環境部長（池嶋 晶）失礼いたします。ただいま上程されました議第四十七号 五條市食肉処理加工施設に係る指定管理者の指定について提案理由の説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の三十二ページを御覧いただきたいと存じます。

本案につきましては、去る六月二十七日に開催されました五條市指定管理者候補選定委員会において選定されました五條市食肉処理加工施設に係る指定管理者候補者を指定管理者として指定するにあたり、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

まず、一の管理を行わせる公の施設の名称及び位置につきましては、名称は五條市食肉処理加工施設、位置は五條市阪合部新田町三百四番番八でございます。

次に、二の指定管理者となる団体の名称、代表者及び住所につきましては、名称は株式会社 R O M E O、代表者は代表取締役、北野真寿、住所は五條市五條三丁目五番十六号でございます。

次に、三の指定の期間につきましては、令和七年一月一日から令和十二年三月三十一日までの五年三か月間でございます。以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のうえ御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（福塚 実） 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。（「十番」の声あり）

○議長（福塚 実） 十番、吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 指定管理がこれ何者おられたのか、お尋ねしたいと思います。公募されていた。

○議長（福塚 実） 池嶋産業環境部長。

○産業環境部長（池嶋 晶） 十番、吉田雅範議員の御質問にお答えいたします。

参加者は一者でございます。

以上でございます。（「十番」の声あり）

○議長（福塚 実） 十番、吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 一者で即に決めたのか、それとも期間をおいてまた募集して、それでも来てくれなかったのか、ここに決めたのか。

○議長（福塚 実） 池嶋産業環境部長。

○産業環境部長（池嶋 晶） 御答弁申し上げます。サウンディング時点では四者ございました。ただ、参加されたのが一者でございます。

以上でございます。（「十番」の声あり）

○議長（福塚 実） 十番、吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） これ金額だとか書いてないということは無償でということですね。そうしたら、これもしあそこにも機械、いろいろとあると思うんですけども、それが故障した場合とかは五條市が持つわけなんですか、それともここの指定管理者が持つわけなんですか。

○議長（福塚 実） 池嶋産業環境部長。

○産業環境部長（池嶋 晶） 御答弁申し上げます。

そもそも設置してある機械が故障した場合は五條市の負担でございます。

ただ、この場合、新しく機材を入れるということを聞いてございます。その分に関しては、指定管理者のほうが負担ということになります。以上でございます。（「十番」の声あり）

○議長（福塚 実） 十番、吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） これ三十万円以上とか何か指定管理のあれがあったんと思いますのかな。雨漏りした場合に、二十万円かそれぐらいやったら指定管理が持たなならんて、その場合はお金を出している場合の話ですか、無償の場合は全面的に五條市が持たないといけないということではないのでしょうか。

○議長（福塚 実） 池嶋産業環境部長。

○産業環境部長（池嶋 晶） 御答弁申し上げます。基本協定の中で結ばせていただきます。

以上でございます。（「五番」の声あり）

○議長（福塚 実） 五番、吉田 正議員。

○五番（吉田 正） ここ処理される鳥獣というのは、従来どおり、五條市内で捕獲されたのか、また、許可を与えたところというのは変わりはしないのか。

○議長（福塚 実） 池嶋産業環境部長。

○産業環境部長（池嶋 晶） 五番、吉田 正議員の御質問にお答えいたします。

従来とは変わりはございません。ただ、規則の中で、六十分以内とか、運ばれてくる分に関しては処理すると思います。

以上でございます。（「五番」の声あり）

○議長（福塚 実） 五番、吉田 正議員。

○五番（吉田 正） ということは五條市内のものでもなくっても、処理はされるということですね。

それと、以前、よくイベントとか、特に学校給食かな、地産地消ということで、食肉を無償やったのか有償やったのか、よう分からんけれども、提供してもらったと思うんですけど、今後、そういうのはどうなるのでしょうか。

○議長（福塚 実） 池嶋産業環境部長。

○産業環境部長（池嶋 晶） 御答弁申し上げます。特段変わりはございません。引き続いてさせていただきます。

以上でございます。

○議長（福塚 実）質疑を終わります。本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（福塚 実）次に、日程第十五号 議第四十八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（久保雅彦）議第四十八号 五條市観光交流センターに係る指定管理者の指定について。

○議長（福塚 実）提案理由の説明を求めます。池嶋産業環境部長。

〔産業環境部長 池嶋 晶登壇〕

○産業環境部長（池嶋 晶）ただいま上程されました議第四十八号 五條市観光交流センターに係る指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の三十三ページを御覧いただきたいと存じます。

本案につきましては、去る八月二十日に開催されました五條市指定管理者候補選定委員会において選定されました五條市観光交流センターに係る指定管理者候補者を指定管理者として指定するにあたり、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

まず、一の管理を行わせる公の施設の名称及び位置につきまして、名称は五條市観光交流センター、位置は五條市野原西一丁目九番二十号でございます。

次に、二の指定管理者となる団体の名称、代表者及び住所につきまして、名称は西岡農園、代表者は代表、西岡英史、住所は五條市西吉野町湯川六百四十二でございます。

次に、三の指定の期間につきましては、令和七年一月六日から令和十二年三月三十一日までの五年三か月でございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のうえ御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（福塚 実）提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。（「五番」の声あり）

○議長（福塚 実）五番、吉田 正議員。

○五番（吉田 正）確かこれ以前、どこか指定管理を受けてくれたよね。結局、流れてしまったね。その場合、期間伸びたということで、五條

市もある程度の損害、早いこと指定管理出せるところが、なくなったということで直営でやっていて、まあ言うたら、被害を被ったわけやね。そういう場合のペナルティは何かあったんですか。

○議長（福塚 実） 池嶋産業環境部長。

○産業環境部長（池嶋 晶） 五番、吉田 正議員の御質問にお答えいたします。

ペナルティというか、違約金三十万円を請求してございます。

以上でございます。

○議長（福塚 実） 質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（福塚 実） 次に、日程第十六 議第四十九号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（久保雅彦） 議第四十九号 奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更について。

○議長（福塚 実） 提案理由の説明を求めます。馬場すこやか市民部長。

〔すこやか市民部長 馬場由美子登壇〕

○すこやか市民部長（馬場由美子） ただいま上程いただきました、議第四十九号 奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更につきまして提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の三十四ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正により、現行の後期高齢者医療被保険者証が令和六年十二月二日に廃止されることに伴い、規約で定める広域連合の処理する事務に関する規定について所要の変更を行うもので、地方自治法第二百九十一条の三第一項の規定による協議を行うため、同法第二百九十一条の十一の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

恐れ入りますが、議案書の三十五ページを御覧ください。

変更内容でございますが、奈良県後期高齢者医療広域連合規約の別表第一中、被保険者証及び資格証明書の文言を資格確認書等に改めるものでございます。

附則につきましては、施行期日について定めております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のうえ、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（福塚 実） 提案理由の説明が終わりました。
これより、質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福塚 実） 質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（福塚 実） 次に、日程第十七 議第五十号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（久保雅彦） 議第五十号 奈良県広域水道企業団の設立に関する協議について。

○議長（福塚 実） 提案理由の説明を求めます。柴田水道局長。

〔水道局長 柴田裕彦登壇〕

○水道局長（柴田裕彦） ただいま上程いただきました議第五十号 奈良県広域水道企業団の設立に関する協議について提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の三十六ページを御覧いただきたく存じます。

奈良県下の上水道事業を統合する県域水道一体化でございますが、このたびは、統合先となる一部事務組合奈良県広域水道企業団を設立することについて、地方自治法第二百八十四条第二項の規定により規約を定めて協議したいので、同法第二百九十条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

恐れ入りますが、議案書の三十七ページから四十ページを御覧いただきたく存じます。

奈良県広域水道企業団の規約でございます。

主な内容でございますが、まず、本則につきまして、第一条では、一部事務組合の名称を奈良県広域水道企業団と定めております。

第二条では、企業団を構成する関係地方公共団体を定めております。

第三条では、企業団において共同処理する事務を、

第四条では、企業団の事務所の位置を田原本町と定めております。

第五条では、企業団議会の組織と企業団議員の選挙方法について定めております。

第六条では、企業団議員の任期について、第七条では、議長と副議長について定めております。

第八条では、企業団議会に事務局を置くことについて定めております。

第九条では、企業団の企業長について、第十条では、副企業長について、第十一条では、補助職員について、第十二条では、監査委員について定めております。

第十三条では、企業団の運営協議会と委員について定めております。

第十四条では、企業団の財務について、第十五条では、補則について定めております。

次に、附則でございますが、第一条では、施行期日について、第二条では、経過措置について定めております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のうえ、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（福塚 実） 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。（「十番」の声あり）

○議長（福塚 実） 十番、吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 企業団はこの構成する議員の数、定数ですけれども、五万人とか、未満の場合は一人とかということなんですけれども、ということ、五條市は当然、一人はいけると思うんですけども、ほかの市町村に対してはどうなっていますか。

○議長（福塚 実） 柴田水道局長。

○水道局長（柴田裕彦） 十番、吉田議員の御質問にお答えを申し上げます。

過日、全体の委員会で御説明いたしましたとおりでございまして、給水人口によりまして、五万人以下ですと、五條市は一人ということになっております。それがもう少し給水人口が多くなりますと、二人、三人など出すことになっております。

具体的には、今のところ、大和高田市、大和郡山市、天理市、桜井市、香芝市について各二人、給水人口十万人以上の市町村である橿原市と生駒市からは各三人、そして、奈良県議会からは三人、合計いたしまして、今のところ三十八名ということになっております。

以上でございます。（「十番」の声あり）

○議長（福塚 実） 十番、吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） ということは、どこの市町村も一人はいるということでしょうか、よろしいんですね。

○議長（福塚 実） 柴田水道局長。

○水道局長（柴田裕彦） お答え申し上げます。

議員お述べのとおりで、最低一人はお出しただけということでございます。
以上でございます。

○議長（福塚 実） 質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（福塚 実） 次に、日程第十八 議第五十一号、議第五十二号及び議第五十三号を一括して議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（久保雅彦） 議第五十一号 奈良広域水質検査センター組合規約の変更について、議第五十二号 奈良広域水質検査センター組合の解散について、議第五十三号 奈良広域水質検査センター組合の解散に伴う財産処分について。

○議長（福塚 実） 提案理由の説明を求めます。柴田水道局長。

〔水道局長 柴田裕彦登壇〕

○水道局長（柴田裕彦） ただいま上程いただきました議第五十一号から議第五十三号の奈良広域水質検査センター組合規約の変更及び組合の解散並びに解散に伴う財産処分についての三議案につきまして、一括して提案理由を御説明申し上げます。

奈良広域水質検査センター組合は、令和七年度から営業を開始する奈良県広域水道企業団に統合されることになっており、令和七年三月三十一日をもって解散しようとするものであります。

初めに、議第五十一号 奈良広域水質検査センター組合規約の変更につきまして御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の四十一ページを御覧いただきたく存じます。

本案は、奈良広域水質検査センター組合の解散に伴う事務の承継に係る規定を組合規約に盛り込むものでございまして、地方自治法第二百八十六条第一項の規定による協議を行うため、同法第二百九十条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案書の四十二ページを御覧いただきたく存じます。

組合規約の変更内容でございますが、本則は第十八条として、組合の解散に伴う事務の承継は、組合市町村が議会の議決を経てする協議をもって定めるとする条文を追加するものでございます。

附則は施行期日を定めております。

続きまして、議第五十二号 奈良広域水質検査センター組合の解散につきまして御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の四十三ページを御覧いただきたく存じます。

本案は、奈良広域水質検査センター組合の解散について、協議書により、関係地方公共団体と地方自治法第二百八十八条の規定による協議を行うため、同法第二百九十条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案書の四十四ページから四十六ページを御覧いただきたく存じます。

協議書の主な内容といたしましては、組合は令和七年三月三十一日をもって解散することとし、解散に伴う事務については、奈良県広域水道企業団が承継するなどするものであります。

続きまして、議第五十三号 奈良広域水質検査センター組合の解散に伴う財産処分につきまして御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の四十七ページを御覧いただきたく存じます。

本案は、奈良広域水質検査センター組合の解散に伴う財産の処分について、協議書により、関係地方公共団体と地方自治法第二百八十九条の規定による協議を行うため、同法第二百九十条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案書の四十八ページから五十ページを御覧いただきたく存じます。

協議書の主な内容といたしましては、財政調整基金は構成団体が負担した負担金の割合に応じて配分すること、物品は奈良県広域水道企業団に無償譲与することなどとするものでございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のうえ、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（福塚 実） 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

「〔なし〕の声あり」

○議長（福塚 実） 質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（福塚 実）次に、日程第十九 議第五十四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（久保雅彦）議第五十四号 令和六年度五條市一般会計補正予算（第四号）議定について。

○議長（福塚 実）提案理由の説明を求めます。櫻本総務部長。

〔総務部長 櫻本茂樹登壇〕

○総務部長（櫻本茂樹）失礼いたします。ただいま上程いただきました議第五十四号 令和六年度五條市一般会計補正予算（第四号）議定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の令和六年度五條市一般会計補正予算（第四号）の一ページを御覧いただきたいと存じます。

このたびの補正でございますが、歳入歳出予算及び地方債の補正でございます。歳入歳出予算につきましては、その総額に五千百七十一万九千円を追加し、総額で百八十八億八千二百六十二万九千円とするものでございます。

それでは、歳出予算の補正から御説明申し上げます。

八ページを御覧いただきたいと思います。

総務費、徴税費、税務総務費の一千三百五十万円でございますが、国の定額減税補足給付金に不足が生じることから所要の経費を計上するものでございます。

次に、民生費、社会福祉費、社会福祉総務費の一千三百六十五万円でございますが、国の低所得者支援事業費に不足が生じることから所要の額を計上するものでございます。

次に、障害福祉費の九十六万円でございますが、国民健康保険連合会とデータ連携を行うため、システム改修費として所要の額を計上するものでございます。

次に、生活保護費、生活保護総務費の百七十三万四千円でございますが、生活保護法の一部改正に伴う生活保護システムの改修費として所要の額を計上するものでございます。

土木費、都市計画費、都市公園管理費の二千二百二十二万二千円でございますが、都市公園施設長寿命化対策支援事業費の追加として所要の額を

計上するものとございます。

次に、予備費の八十五万三千円でございますが、観光交流センターの光熱水費等に充用した予備費を充当するため、所要の額を計上するものでございます。

歳出は以上でございます。

続きまして、歳入予算の補正について御説明申し上げます。

五ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の上段、歳入を御覧いただきたいと存じます。

地方交付税において百九十六万五千円を、国庫支出金において三千七百四十万六千円を、繰入金において二十四万八千円を、市債において一千二百十万円を追加いたしまして、歳出との均衡を図った次第でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のうえ御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（福塚 実） 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。（「九番」の声あり）

○議長（福塚 実） 九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司） 九ページの都市公園管理費でございます。この事業内容を教えていただけますでしょうか。

○議長（福塚 実） 上田井都市整備部長。

○都市整備部長（上田井 朗） 九番、山口議員の御質問にお答え申し上げます。

今回、補正いただく工事内容につきましては、岡第一児童公園、田園二丁目でございます。こちらの踏み板式ブランコ二連と滑り台の修繕になっております。もう一か所が二見川端児童公園、ここは飛行機型のジャングルジムの複合遊具の改修になっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（福塚 実） 九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司） 財源が国からの支出金で、これ事業計画に入っておったのか、それとも国のそういった財源があつたので取り組んだのか、その辺、いかがですか。

○議長（福塚 実） 上田井都市整備部長。

○都市整備部長（上田井 朗） 御答弁申し上げます。長寿命化の計画にももちろん入っている公園でございます。もちろん財源付きということで

今回、提出しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（福塚 実）九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司）国からいきなり出てきたわけではないでしょう。従来、そういった国からの示された財源があったわけじゃないですか、これ、そうしたら、この当初予算に組み入れられなかった理由を教えてください。

○議長（福塚 実）上田井都市整備部長。

○都市整備部長（上田井 朗）御答弁申し上げます。

当初予算に組み入れなかった主な理由につきましては、令和五年度の施工分が繰越しされた経緯がございます。公園緑地課内において、実際に三年間計画での実施というものがある中で、当初年度に上げる前にまずその繰越し分をしっかりと発注しながら、次の年度の分も並行して国への要望をかけてするべきというふうな当初の判断がございまして、今回の補正予算の提出になっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（福塚 実）九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司）いずれにしても、公園ですので、子供が遊べるようなきちつとした遊具が設置できると思います。どうか、より安全な遊具を設置していただきますようお願い申し上げます。

○議長（福塚 実）質疑を終わります。

本案、総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（福塚 実）次に、日程第二十 議第五十五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（久保雅彦）議第五十五号 令和六年度五條市介護保険特別会計補正予算（第二号）議定について。

○議長（福塚 実）提案理由の説明を求めます。谷口あんしん福祉部長。

〔あんしん福祉部長 谷口久美登壇〕

○あんしん福祉部長（谷口久美）失礼いたします。ただいま上程いただきました議第五十五号 令和六年度五條市介護保険特別会計補正予算

(第二号) 議定につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の令和六年度五條市介護保険特別会計補正予算(第二号)を御覧いただきたいと存じます。まず、一ページにつきまして御説明申し上げます。

このたびの補正でございますが、歳入歳出予算額にそれぞれ四千九百六十六万五千円を追加し、歳入歳出の予算総額を四十一億六千九百九十八万四千円とするものでございます。

それでは、四ページ、歳出予算から御説明を申し上げます。

六款諸支出金、一項償還金及び還付加算金、三目償還金四千九百六十六万五千円につきまして、令和五年度介護保険特別会計の精算によります介護給付費等の国庫、県費、支払基金等への返還金でございます。

次に、歳入予算の補正について御説明申し上げます。

三ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の上段、歳入を御覧いただきたいと存じます。

繰越金において、四千九百六十六万五千円を追加いたしまして、歳入歳出の均衡を図ったものでございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のうえ、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(福塚 実) 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長(福塚 実) 次に、日程第二十一 認第一号から認第九号までの九議案を一括して議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長(久保雅彦) 認第一号 令和五年度五條市一般会計歳入歳出決算認定について、認第二号 令和五年度五條市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認第三号 令和五年度五條市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について、認第四号 令和五年度五條市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認第五号 令和五年度五條市大塔診療所特別会計歳入歳出決算認定について、認第六号 令和五年度五條市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、認第七号 令和五年度五條市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

て、認第八号 令和五年度五條市水道事業会計決算認定について、認第九号 令和五年度五條市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について。

○議長（福塚 実） 提案理由の説明を求めます。榮林会計管理者。

〔会計管理者 榮林淳子登壇〕

○会計管理者（榮林淳子） ただいま上程いただきました認第一号から認第九号までの令和五年度一般会計、各特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計の歳入歳出決算等につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

別冊の令和五年度五條市歳入歳出決算書を御覧いただきたいと存じます。

二ページから三ページをお開き願います。

五條市会計別歳入歳出決算総括表により、要点のみににつきまして御説明申し上げますので、御了承賜りたいと存じます。

まず、認第一号の一般会計につきましては、歳入歳出予算二百四億八千九百二十二万五千九百円に對しまして、収入済額百九十億九千九百万四千九百十円、支出済額百八十二億四千七百三十七万一千六百三十三円、歳入歳出差引額は八億五千六百六十三万三千二百七十七円でございます。

また、翌年度への繰り越すべき繰越事業費は八億一千九百三十四万八十円でございます。

恐れ入りますが、三百七十八ページを御覧願います。

実質収支に関する調書でございます。

区分四の翌年度へ繰り越すべき財源が先ほど申し上げました繰越事業費のうち一億九百五十万六千八十円でございます。したがって、区分三の歳入歳出差引額から、これを差し引きいたしました令和五年度一般会計の実質収支額は、区分五のとおり、七億四千二百七十二万九千九百九十七円の黒字決算となります。

それでは、先ほどの二ページから三ページにお戻り願います。

続きまして、認第二号の国民健康保険特別会計につきまして御説明申し上げます。

予算現額四十一億六千七百八十五万五千円に對しまして、収入済額四十億七千九百一十一万八千八百八十八円、支出済額四十億六千五百一十一万八千五百七十七円でございます。歳入歳出差引額は一千四百九万九千三十一円の決算となります。

次に、認第三号の墓地事業特別会計につきましては、予算現額三百三十万円に對しまして、収入済額二百五十六万三千八百八十八円、支出済額

二百五十六万三千八十八円でございます。これを差し引きいたしました令和五年度の実質収支は〇円の決算となります。

次に、認第四号の介護保険特別会計につきましては、予算現額四十二億一千七百四万五千円に對しまして、収入済額四十一億九千四百七十八万七千四百九十三円、支出済額四十億九千七百二十一万八千三百八十三円に對しまして、歳入歳出差引額は九千七百五十六万九千百十円の決算となります。

次に、認第五号の大塔診療所特別会計につきましては、予算現額三千九百万円に對しまして、収入済額三千三百二十三万三千四百六十円、支出済額三千三百二十三万三千四百六十円に對しまして、これを差し引きいたしました令和五年度の実質収支は〇円の決算となります。

次に、認第六号の農業集落排水事業特別会計につきましては、予算現額三百三十万円に對しまして、収入済額三百十一万五千九百七十一円、支出済額三百十一万五千九百七十一円に對しまして、これを差し引きいたしました令和五年度の実質収支は〇円の決算となります。

次に、認第七号の後期高齢者医療特別会計につきましては、予算現額五億六千九百八十万円に對しまして、収入済額五億五千八十三万四千三百一十一円、支出済額五億四千九百八十九万一千七百六十一円に對しまして、歳入歳出差引額は九十四万二千五百五十円の決算となります。

次に、認第八号の五條市水道事業会計につきまして御説明を申し上げます。

別冊の令和五年度五條市水道事業会計決算書を御覧いただきたいと存じます。

一ページから二ページをお開き願います。

決算報告書により御説明を申し上げます。

まず、(一) 収益的収入及び支出では、収入、第一款、水道事業収益の決算額は十一億三千三百九十九万一千四百三十三円、支出、第一款、水道事業費用の決算額は十一億六百万四千九百六十円でございます。

次に、(二) 資本的収入及び支出では、収入、第一款、資本的収入の決算額は四億二千四百八十八万七千三百三十七円、支出、第一款、資本的支出の決算額は六億三千八百七十八万八千八百十五円でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に對して不足する額二億七千六百五十七万八千四百七十八円につきましては、一番下の表の欄外にございますとおり、繰越工事資金二千八百七十九万四千円、過年度分損益勘定留保資金二億二千二百八十九万六千四百二十七円と当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額二千四百八十八万八千五百一十一円をもって補填した次第でございます。

次に、三ページをお開き願います。

令和五年度五條市水道事業損益計算書でございます。

下から二行目のとおり、当年度純利益は三百三万二千六十二円でございます。

これは、一、営業収益、三、営業外収益、五、特別利益の合計から、二、営業費用、四、営業外費用、六、特別損失の合計を差し引きしたものでございます。

なお、前年度繰越利益剰余金十三万二千九百三十円と合わせて三百十六万四千九百九十二円が当年度未処分利益剰余金となっております。

この未処分利益剰余金につきましては、五ページをお開き願います。

下のほうに令和五年度五條市水道事業剰余金処分計算書（案）がございます。

一、当年度未処分利益剰余金三百十六万四千九百九十二円につきましては、剰余金処分条例に基づき、二、利益剰余金処分量、（一）減債積立金百万円、（二）建設改良積立金二百万円とし、三、翌年度繰越剰余金十六万四千九百九十二円といたします。

次に、認第九号の五條市下水道事業会計につきまして御説明を申し上げます。

別冊の令和五年度五條市下水道事業会計決算書を御覧いただきたいと存じます。

一ページから二ページをお開き願います。

決算報告書により御説明を申し上げます。

まず、（一）収益的収入及び支出では、収入、第一款 下水道事業収益の決算額は七億五千四百二十五万三千四十円、支出、第一款 下水道事業費用の決算額は七億三千四百八十一万一千二百七十二円でございます。

次に、（二）資本的収入及び支出では、収入、第一款 資本的収入の決算額は二億三千四百四十八万八千八百円、支出、第一款 資本的支出の決算額は五億四千四百十八万三千二百十八円でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、三億九百六十九万四千四百十八円につきましては、一番下の表の欄外にございますとおり、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額四百十四万七千四百九十円と当年度分損益勘定留保資金三億五百五十四万六千九百二十八円をもって補填した次第でございます。

次に、三ページをお開き願います。

令和五年度五條市下水道事業損益計算書でございます。

下から三行目のとおり、当年度純利益は一千四百三十二万一千四百四十四円でございます。これは、一、営業収益、三、営業外収益、五、特別利益の合計から、二、営業費用、四、営業外費用、六、特別損失の合計を差し引きしたものでございます。

なお、前年度繰越利益剰余金四千八百七十六万八千二百四十六円と合わせて六千三百八万九千六百五十円が当年度未処分利益剰余金となっております。

この未処分利益剰余金につきましては、四ページを御覧願います。

下のほうに令和五年度五條市下水道事業剰余金処分計算書（案）がございます。

当年度末残高の未処分利益剰余金六千三百八万九千六百五十円につきましては、減債積立金五千万円、資本金への組入れ二百十二万九千三百七十一円とし、処分後残高の一千九十六万二千七百七十九円を翌年度繰越利益剰余金といたします。

以上で、認第一号から認第九号までの各会計の決算等につきまして御説明を終わらせていただきます。御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（福塚 実）提案理由の説明が終わりました。

次に、代表監査委員から決算並びに財政及び経営健全化審査意見を求めることにいたします。河村康友代表監査委員。

〔代表監査委員 河村康友登壇〕

○代表監査委員（河村康友）ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、令和五年度五條市一般会計、特別会計、基金運用状況、公営企業会計、財政（経営）健全化に係る決算審査の結果につきまして御報告申し上げます。

まず、最初に、当初、意見書について記載誤りがございましたことにつきまして誠に申し訳ありませんでした。お詫び申し上げます。

それでは、恐れ入りますが、別冊の五條市決算及び財政（経営）健全化審査意見書を御覧ください。

初めに、一般会計、特別会計及び基金運用状況の審査について御報告申し上げます。

一ページを御覧ください。第一、審査の種類、第二、審査の対象、そして、続いて、二ページに、第三、審査の期間をそれぞれ記載しております。第四、審査の方法につきましては、市長から提出されました一般会計、特別会計、歳入歳出決算書及び附属書類並びに基金運用状況調書と関係諸帳簿と照合し、計数の正確性、予算の執行状況について検討し、併せて、関係職員から説明を聴取して審査を実施いたしました。第五、審査の結果につきましては、審査に付された各会計の決算書類は審査した限りにおいて法令に適合しており、かつ正確であると認められました。基金の運用状況を示す書類は、審査した限りにおいて、計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われていると認められました。

また、予算の執行状況につきましても、おおむね適正妥当であると認められました。

なお、審査の概要及び意見につきましては、次ページ以降に記載しておりますので、後刻、御清覧をお願いいたします。
次に、五十七ページから五十九ページまで、第六、審査の意見を記載しております。

一、一般会計について、二、特別会計について、三、基金運用状況調書についてそれぞれ記載しております。
まず、五十七ページを御覧ください。

本年度の決算の状況を見ると、一般会計と特別会計を合わせた決算額では、歳入総額二百七十九億六千二百六十五万二千一百一十円に対し、歳出総額二百六十九億九千八百四十万六千六百五十三円で、繰越事業に伴う翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は八億五千四百七十三万七千八百八十八円の黒字決算となり、本年度実質収支から前年度実質収支を差し引いた単年度収支は一千四百九十六万七千四百四十三円の赤字となっております。

次に、一、一般会計についてでございます。

一般会計は、歳入総額百九十億九千九百万四千九百十円に対し、歳出総額は百八十二億四千七百三十七万一千六百三十三円で、形式収支（差し引き残額）は八億五千六百六十三万三千二百七十七円となっております。

この形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源の一億九百五十万六千八百八十円を差し引いた実質収支は七億四千二百七十二万七千九百九十七円の黒字決算となり、その額からさらに前年度実質収支を差し引いた単年度収支は一千六万七千四百四十八円の赤字となっております。

歳入におきましては、自主財源及び公平性の確保は重要な課題であり、市税以外の歳入についても収入未済額が縮減されるよう、さらに対策を講じられることを望みます。

歳出においては、今後も遅延によるものなど慢性的な繰越しを行わないよう、計画的な予算執行と進捗管理に取り組まれたい。

詳細については、以下に記載しております。後刻、御清覧をお願いいたします。

次に、五十八ページを御覧ください。

二、特別会計についてでございます。

特別会計六会計の歳入合計八十八億六千三百六十四万五千二百一十円に対し、歳出合計は八十七億五千三百三万四千五百二十円で、形式収支は一億一千二百六十一万六千九百九十一円となります。

翌年度へ繰り越すべき財源がないことから、実質収支も同額の一億一千二百六十一万六千九百九十一円で黒字となり、前年度実質収支を差し引いた単年度収支は四百七十九万三千五百九十五円の赤字となっております。

なお、各会計における不納欠損処理については、法令等を遵守し、公平・公正を欠くことのないよう厳正な処理に努められたい。各会計については、以下に記載しております。後刻、御清覧をお願いいたします。

次に、五十九ページを御覧ください。

三、基金運用状況調書についてでございます。

土地開発基金を除く基金の年度末現在高は六十七億九千八百七十一万一千円で、土地開発公社への運用貸付金十三億五千五百六十八万円を含んで前年度より三億八千二百三十五万円増加しております。

本年度中の運用について、積立額は七億五千九百六十七万七千円、主な内訳は、減債基金三億二千一万五千円、ふるさと五條市応援基金一億一千八百七十一万三千円、こども支援基金二億一千一万一千円等であります。

一方、取崩し額は三億七千六百八十一万七千円、うち貸付金二千万円で、主な内訳は、減債基金二億二千万円、うち貸付金二千万円、ふるさと五條市応援基金八千三十二万円、森林環境基金四千四百九十七万七千円等であります。

以上が令和五年度一般会計、特別会計及び基金運用状況について審査した結果に対する意見でございます。

次に、六十ページを御覧ください。

第七、改善、検討事項でございます。これは、審査の過程において見受けられた改善、検討が必要と思われる事項についてでございます。

(一) 会計事務における適正な処理の徹底についてであります。

会計事務においては、定期監査等を通じて適正な処理を行うように再三、指摘してきましたが、今回の決算審査中においても不適切な事務が散見されました。

まず、令和五年度予算で執行すべき支払いを出納整理期間後に新年度予算で支出していた事例が複数の課で見受けられました。

また、支払い遅延についても件数としては減少傾向にありますが、依然として発生しており、長いものでは一年近く支払いが遅れた事例もありました。令和五年度の定期監査結果について報告した際に、決算に向けて支払い漏れのないよう留意する旨を伝えていたにもかかわらず、このような結果になったのは、まことに残念であり遺憾であります。

ミスが起る要因として、チェック体制の形骸化、会計事務の分散化に伴う全体的な進捗管理不足が考えられます。ミスが繰り返されることは、住民からの信頼を失墜させるおそれがあることを念頭において今後の対応を検討されたい。

(二) 行政のデジタル化についてであります。

自治体DXの一環として、窓口では公金セルフ収納機やセミセルフレジを設置し、事務処理においては、郵便料金計量機や封入・封緘機を導入するなど、業務のデジタル化が進められております。しかしながら、職員数は前年度から比較して増加していることから、経費に見合った効果はまだあらわれていないと思われまます。内部事務系システムの更新に伴って電子決済などが導入され、事務が大幅に変更されると見込まれますが、常に費用対効果を勘案し、効率的かつ効果的な運用を行われたい。

(三) イベント等の継続的な実施についてであります。

関係人口創出事業として、「GO! JOIN! にぎわいフェス in 五條」「五條市サイクルログ」「柿ナイター(東京ドーム)」などのイベントが行われ、いずれも参加者からは好評であり、効果があつたと担当課から報告がありました。しかしながら、今後の開催予定については、柿ナイターは補助金が採択されなかったため実施しないとのこと、にぎわいフェスとサイクルログに関しては、国からの補助が令和六年度で完了するので、それ以降の開催は未定とのことでありました。

以前から、本市では、国から補助の終了など、財政的な理由でイベント等が単発になるケースが見受けられますが、それでは市内外の住民に定着せず、好評を得たイベントが結果として無駄になってしまうことが懸念されます。事業効果を高めるためにもイベントを継続的に開催できる体制を構築し、より多くの人に五條市の魅力が伝わるよう取り組まれたい。

次に、公営企業会計決算の審査につきまして御報告申し上げます。

七十二ページを御覧ください。

第一、審査の種類、第二、審査の対象、第三、審査の期間、第四、審査の方法をそれぞれ記載しております。第五、審査の結果につきまして、審査に付された決算書類は、審査した限りにおいて地方公営企業関係法令に準拠して作成されており、関係諸帳簿の帳簿点検の結果、計数は正確であることが認められ、経営成績及び財政状況が適正に表示されているものと認められました。

なお、審査の概要につきましては、次ページ以降に記載をしておりますので、後刻、御清覧をお願いいたします。

また、九十六ページから、第六、審査の意見を記載しております。

一、水道事業会計、二、下水道事業会計について記載しております。後刻、御清覧をお願いいたします。

次に、財政(経営)健全化の審査につきまして御報告申し上げます。九十八ページを御覧ください。

第一、審査の種類、第二、審査の対象、そして、次ページに第三、審査の期間、第四、審査の方法をそれぞれ記載しております。第五、審

査の結果につきましては、審査に付された下記の健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定基礎となる事項を記載した書類は、審査した限りにおいて、法令に適合しており、かつ正確であると認められました。

次に、下表の健全化判断比率において、①実質赤字比率及び②連結実質赤字比率につきましては、いずれも赤字額がないため、該当数値はなく、ハイフン表示となっております。

次に、③実質公債費比率につきましては、早期健全化基準の二五・〇パーセントに対して八・八パーセント、④将来負担比率につきましては、早期健全化基準の三五〇・〇パーセントに対して八四・八パーセントで、ともに基準内となっております。

また、資金不足比率につきましては、農業集落排水事業特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計において、いずれも資金不足額がないため、該当数値はなく、ハイフン表示となっております。

第六、審査の意見につきましては、百ページから百一ページに記載をしております。

健全化判断比率等につきましては、いずれも国の示す基準の範囲内にあり、また、前年度に比べて比率は改善しておりますが、まだまだ厳しい状況にあります。今後においても、財政の健全性確保のため、なお一層、将来を見据えた計画的かつ効率的な財政運営に努められることを望むものであります。

以上で、決算及び財政（経営）健全化審査意見書の報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（福塚 実） 決算並びに財政及び経営健全化の審査意見が終わりました。（「十番」の声あり） 十番、議会運営委員会、吉田雅範委員長。
○議会運営委員長（吉田雅範） ただいま上程になりました認第一号から認第九号までの九議案は、いずれも令和五年度における各会計決算の認定でありますので、これらの議案につきましては特に慎重審議を期するため、例年のとおり、決算審査特別委員会を設置していただきたいと思います。

なお、委員の定数は七名とし、委員の選任につきましては議長に一任したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（福塚 実） お諮りいたします。ただいま吉田雅範議会運営委員会委員長から御提案がありましたように、本案は慎重審議を期するため、決算審査特別委員会を設置して審査を付託したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福塚 実） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、決算審査特別委員会を設置して、これに付託することに決しました。

なお、決算審査特別委員会の委員の定数は七人とし、選任につきましては、あらかじめ御協議賜っておりますので、私から指名いたします。それでは、一番、仲山 嘉議員、二番、秋本直嗣議員、三番、中山俊樹議員、五番、吉田 正議員、七番、岩本 孝議員、九番、山口耕司議員、十番、吉田雅範議員、以上七人の方をお願いいたします。

なお、正副委員長の選任並びに審査の日程につきまして御協議賜りたいと思いますので、各位には、本会議終了後、直ちに議員会議室に御参集願います。

○議長（福塚 実） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明日十一日から二十五日まで休会とし、次回、二十六日、午前十時に再開して議案審議を行います。

○議長（福塚 実） 本日は、これをもって散会いたします。

午後三時五十分散会